

訴 状

2024年2月20日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 護

同 三 宅 弘

同 米 倉 洋 子

同 南 典 男

同 大 江 京 子

同 関 守 麻 紀

同 大 山 勇

同 神 谷 延 治

同 辻 田 航

同 三 宅 千 晶

同 安 齋 由 紀



原 告 別紙当事者目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり

〒100 - 0013 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 小 泉 龍 司

処分行政庁 内閣官房内閣総務官

同 内閣官房副長官補

同 内閣府大臣官房長

同 内閣府日本学術会議事務局長

行政文書不開示処分取消等請求事件

訴訟物の価額 1 9 2 6 万円

貼用印紙額 8 万円

目次

| | |
|--|----|
| 請求の趣旨..... | 5 |
| 請求の原因..... | 7 |
| はじめに..... | 7 |
| 1 日本学術会議会員の任命拒否とその違憲・違法性..... | 7 |
| 2 行政の説明責任と情報公開の必要性・重要性..... | 8 |
| 3 本件情報公開請求等に対する不開示処分の基本的な問題点..... | 10 |
| 4 本件訴訟の意義等について..... | 11 |
| 第1 訴訟に至る経緯..... | 12 |
| 1 法律家1162名による情報公開請求へ..... | 12 |
| 2 情報公開請求..... | 12 |
| 3 原処分..... | 14 |
| 4 審査請求..... | 16 |
| 5 情報審査会の答申..... | 17 |
| 6 処分庁の裁決..... | 18 |
| 7 行政文書開示変更決定により新たに開示された情報・開示されなかった情報 と本訴における主張について..... | 19 |
| 8 文書「不存在」を理由とする「不開示」処分と本訴における主張について..... | 23 |
| 第2 一部不開示処分の違法性..... | 23 |
| 1 本件各一部不開示処分に係る文書の内容..... | 23 |
| 2 本件一部不開示処分1及び2が違法であること..... | 24 |
| 3 本件一部不開示処分3が違法であること..... | 29 |
| 4 本件各一部不開示部分の開示の必要性..... | 32 |
| 第3 文書の不存在を理由とする不開示処分の取消を求める..... | 32 |
| 1 文書の不存在を理由とする不開示処分に共通する主張..... | 32 |
| 2 内閣官房（内閣官房内閣総務官・内閣官房副長官補）の不開示処分..... | 39 |
| 3 内閣府大臣官房長の不開示処分..... | 50 |
| 4 内閣府日本学術会議事務局長の不開示処分..... | 57 |
| 第4 国家賠償請求（国家賠償法1条1項）..... | 61 |
| 1 国家賠償請求の前提となる事実と法制度について..... | 61 |
| 2 情報審査会の答申について..... | 64 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 3 違法な本件各不開示決定に基づく賠償請求（主位的） | 66 |
| 4 文書作成・保存義務違反行為に基づく賠償請求（予備的） | 68 |

請求の趣旨

- 1 (1) 内閣官房内閣総務官が、原告らに対して令和3年6月22日付けで行った閣総第583号行政文書不開示処分を取り消す。
(2) 内閣官房内閣総務官は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政文書の開示決定をせよ。
- 2 (1) 内閣官房内閣総務官が、原告らに対して令和3年6月22日付けで行った閣総第584号行政文書不開示処分を取り消す。
(2) 内閣官房内閣総務官は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政文書の開示決定をせよ。
- 3 (1) 内閣官房内閣総務官が、原告らに対して令和3年6月22日付けで行った閣総第585号行政文書不開示処分を取り消す。
(2) 内閣官房内閣総務官は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政文書の開示決定をせよ。
- 4 (1) 内閣官房副長官補が、原告らに対して令和3年5月24日付けで行った閣副第790号行政文書不開示処分を取り消す。
(2) 内閣官房副長官補は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政文書の開示決定をせよ。
- 5 (1) 内閣官房副長官補が、原告らに対して令和3年5月24日付けで行った閣副第791号行政文書不開示処分を取り消す。
(2) 内閣官房副長官補は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政文書の開示決定をせよ。
- 6 (1) 内閣官房副長官補が、原告らに対して令和3年5月24日付けで行った閣副第792号行政文書不開示処分を取り消す。
(2) 内閣官房副長官補は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政文書の開示決定をせよ。
- 7 (1) 内閣府大臣官房長が、原告らに対して令和3年6月21日付けで行った府人第727号—1行政文書一部不開示処分に係る行政文書のうち別紙不開示部分目録1記載部分の不開示処分を取り消す。
(2) 内閣府大臣官房長は、原告らに対し、(1)の一部不開示処分に係る別紙不開示部分目録1記載部分の開示決定をせよ。
- 8 (1) 内閣府大臣官房長が、原告らに対して令和3年6月21日付けで行った府人

第727号-2行政文書一部不開示処分に係る行政文書のうち別紙不開示部分
目録2記載部分の不開示処分を取り消す。

(2) 内閣府大臣官房長は、原告らに対し、(1)の一部不開示処分に係る別紙不開示
部分目録2記載部分の開示決定をせよ。

9(1) 内閣府大臣官房長が、原告らに対して令和3年6月21日付けで行った府人
第728号行政文書不開示処分を取り消す。

(2) 内閣府大臣官房長は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政文書の開示
決定をせよ。

10(1) 内閣府日本学術会議事務局長が、原告らに対して令和3年6月21日付けで
行った府日学第972号-1行政文書一部不開示処分に係る行政文書のうち別
紙不開示部分目録3記載部分の不開示処分を取り消す。

(2) 内閣府日本学術会議事務局長は、原告らに対し、(1)の一部不開示処分に係る
別紙不開示部分目録3記載部分の開示決定をせよ。

11(1) 内閣府日本学術会議事務局長が、原告らに対して令和3年6月21日付けで
行った府日学第972号-2行政文書不開示処分を取り消す。

(2) 内閣府日本学術会議事務局長は、原告らに対し、(1)の不開示処分に係る行政
文書の開示決定をせよ。

12 被告は、別紙当事者目録記載の各原告らに対し、それぞれ金1万円及びこれに
対する令和3年6月22日から支払い済みに至るまで年3分の割合による金員を
支払え。

13 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第12項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

はじめに

1 日本学術会議会員の任命拒否とその違憲・違法性

- (1) 2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議（以下、単に「学術会議」ともいう）が第25－26期の会員候補者として推薦した105名の科学者のうち、6名を除外して会員を任命した（以下、「本件任命拒否」という）。任命を拒否された6名は、いずれも人文・社会科学系の芦名定道（宗教学）、宇野重規（政治学）、岡田正則（法学）、小澤隆一（法学）、加藤陽子（歴史学）及び松宮孝明（法学）であり、その任命拒否の理由は全く示されなかった。学術会議が推薦した候補者が任命を拒否されたことは、任命制度が導入された1983年以来初めてのことであり、この任命拒否はまさに青天の霹靂として、学術会議の内外に大きな衝撃をもって受け止められた。

学術会議は、翌10月2日の総会において、6名を任命しない理由の説明と速やかな任命を求める決議を採択した。そして短期間のうちに1000を超える学協会を含む約1300の団体が抗議声明を発出し、同年の臨時国会においても政府に対する厳しい追及がなされた。しかし、6名の任命拒否の理由は、その過程でも政府から明らかにされることは全くなかった。

- (2) 科学は、真理の探究を通じて人類社会の福祉に奉仕する。科学は、政治の論理によって歪められてはならず、とりわけ権力からの独立と自律が、科学の科学たることの生命線である。憲法23条が学問の自由を特に保障しているゆえんである。

そして、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って」、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として」設立された学術会議（日本学術会議法前文、2条）は、そのような科学者集団として学問の自由を保障され、政府から独立して職務を行う（同法3条）のである。その独立性は、政治権力から自由な学問共同体としての自律性、なにかんづく人事の自律性によって担保される。このことは、学問共同体であることからの本質的要請である。

日本学術会議法は、学術会議が、「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し」て内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣はこの推薦に基づいて会員を任命すると定める（同法7条2項、17条）。この

任命制は、1983年法改正により導入されたものであるが、その意義について、当時の中曽根総理大臣は、政府が行うのは形式的任命にすぎず、学問の自由独立はあくまで保障されると国会で答弁し、当時の丹羽総理府総務長官も、学会から推薦された者は拒否しない、推薦のとおり形だけの任命をしていくと明言し（同年5月10日参議院文教委員会、同年11月24日同委員会）、その他同様の答弁が繰り返された。そしてその後、この有権解釈に則って、各期の学術会議会員は、学術会議の推薦のとおり総理大臣によって任命されてきており、解釈及び実践として確立したものとなっていた。しかもそれは、単なる法律の解釈ではなく、学問共同体であることからの本質的要請であり、憲法23条によって保障されてきたものにほかならない。

学術会議法17条の「優れた研究又は実績がある」かどうかの学問的判断・評価をする能力は、学術会議の側にあつて総理大臣にはないのであり、もともと、「優れた研究又は実績」の有無を政治権力が決めてはならないのは、当然の理なのである。

したがって、本件任命拒否は、憲法23条に違反するとともに、日本学術会議法の関係規定に違反し、かつその規定の趣旨である科学の政治からの独立と自律を侵害するものとして違法である。

- (3) そして翻って、任命を拒否された6名の科学者からすれば、総理大臣によって故なく「優れた研究又は実績」を否定されたことになる。何らかの、そして学術会議会員への任命拒否に値する、重大な嫌疑とマイナス評価を受けたことになる。しかしその理由は、全く示されない。それは、6名の科学者が学問的活動を理由に、学術会議の会員たることを理由なく否定されたことにほかならず、人格権を侵害されるとともに、個人としてのまた学問共同体の一員としての学問の自由、さらには思想・良心の自由、表現の自由をも侵害されたものである。

2 行政の説明責任と情報公開の必要性・重要性

- (1) 本件任命拒否の理由については、2020年10月に召集された臨時国会で質問・答弁が繰り返されたが、菅総理大臣を始めとする政府の答弁は、学術会議は政府の機関である、予算を支出している、会員は「総合的・俯瞰的」な活動を行うべきだ、会員に偏りがあるなど、抽象的な見方・考え方を繰り返すばかりであり、あるいは憲法15条を持ち出して公務員である会員の任

命が国民に対して責任を負えない場合は拒否できるなどといいながら、当該6名の任命拒否理由、その検討過程については、「人事の問題」として終始答弁を回避し続けた。そして、総理大臣の任命は形式だけのものという確立した解釈と運用に反して、「推薦のとおり任命する義務があるとまではいえない」との解釈を述べ、それを解釈変更ではないと強弁した。

- (2) 行政法上の基本原理として、行政の公正性・透明性の原則、説明責任の原則がある。行政手続法1条もその向上を目的とすると定める。政府のアカウントビリティは国民主権原理のコロラリーとして導かれるとされ、政府は、主権者国民にみずからの諸活動を説明する責務を負い、政府情報の公開こそ、国民の的確な理解と批判を可能にし、主権者としての責任ある意思形成を促進すると指摘される（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説（第8版）』33頁）。また、情報公開は、その法理念的基礎を憲法上の国民主権に有しており、ここから得た情報により行政への適切な参加・監視を可能ならしめることをも目的としている、情報公開は出発点からその基礎を民主主義に置いている、とも説かれる（塩野宏『行政法I（第六版）』353頁）。行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）1条は、まさにこの情報公開の意義と目的を規定したものである。

そしてその前提として、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）1条は、国の諸活動の記録である公文書等が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」、とし、同法4条は、1条の目的の達成に資するため、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、「職員の人事に関する事項」その他一定の事項について、文書の作成を義務付けているのである。

- (3) ところが、本件において政府は、上記のとおり、6名の任命拒否に至る具体的経緯も、その根拠も理由も、全く説明していない。その内容は全く透明性を欠き、説明責任の原則、情報公開の原則、そして国民主権原理を、真っ向から否定するものである。そして、任命を拒否された6名からすれば、何を理由に任命されなかったのか皆目見当もつかないまま、ただその結果だけを押し付けられ、学問の自由と人格権を侵害されたのである。

ただ、2020年11月5日の参議院予算委員会において、加藤勝信内閣官房長官（当時）が、「今回の任命に係る経緯について、杉田副長官と内閣府とのやりとりを行った記録について、担当の内閣府において管理している」と答弁し、また、同年12月11日の参議院予算委員会理事懇談会に提出された文書の中に、「外すべき者（副長官から）」との表題と「R2.9.24」との日付が手書きで記載され、他を大きく黒塗りにした1枚の文書があり、杉田和博内閣官房副長官（当時）の関与と内閣府の繋がりを示唆する手がかりがあった。

そこで、任命拒否に至る隠された経緯と任命拒否の根拠及び理由を解明し、政府の説明責任を果たさせ、損なわれた国民主権及び民主主義を取り戻すため、法律家（学者・弁護士）1162名が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく情報公開請求を、また、任命を拒否された本人6名が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）に基づく自己情報開示請求を行ったのが、本件である。

3 本件情報公開請求等に対する不開示処分の基本的な問題点

- (1) 本件情報公開請求に対しては、後述のように、各関係行政庁から、その多くが文書等の不存在を理由とする全部不開示とされ、内閣府の大臣官房長及び日本学術会議事務局長からあちこちに黒塗りを施した一部開示がなされるにとどまった。6名からの自己情報開示請求に対しても、関係行政庁からは、保有個人情報の不存在を理由とする全部不開示や存否応答拒否という対応がなされた。

そして、審査請求手続を経た上で、一部開示文書からようやく判明した事実としては、2020年9月24日の上記「外すべき者（副長官から）」の文書の黒塗り部分には、本件任命拒否に係る6名の氏名、専門分野、所属・職名が記載されていること、さらに個人情報開示請求と合わせて、同年6月12日の段階で、すでに当該6名の氏名等が記載された文書のやりとりが行政機関内部で行われていたということがある。

しかし、それ以外の本件任命拒否に至る経緯や意思決定過程は、相変わらず闇の中である。それは、本来、内閣官房、内閣府において、作成・保存されているはずの行政文書が、基本的に「不存在」とされたままだからである。

- (2) 本件情報公開請求に関する情報公開・個人情報保護審査会（情報審査会）

答申（令和5年度（行情）第227ないし232号、令和5年度（行情）第235・237・238号）も指摘するように、会員候補者の選考・推薦が学術会議という行政機関による一次的な意思決定としてなされているにもかかわらず、それに反し、また従来例にも反して、任命しないという異なる判断をするからには、その判断に至る経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績の合理的な跡付け・検証を可能とするような文書が作成・保存されるべきものである（公文書管理法4条。以下、本書面で原告の主張として「意思決定過程」というのは、同条にいう「経緯も含めた意思決定に至る過程」のことを指す）。そうだとすれば、そのような行政文書は存在するものと推定され、本件各処分庁は、本件各処分を取り消し、改めてその文書を開示しなければならない。

例えば、本件において作成・保存されるべき文書としては、

- ① 総理大臣と官房長官・官房副長官との打合せ過程・内容を示すもの
- ② 官房副長官と内閣府大臣官房・学術会議事務局との間の打合せ等の過程・内容を示すもの
- ③ 内閣法制局と内閣府等との打合せ等の過程・内容を示すもの
- ④ 任命拒否に係る6名を含む会員候補者の言論・活動、研究・業績等の調査の内容を示すもの
- ⑤ 国会答弁の準備のための想定問答集その他の資料

などが、当然に考えられるのである。

- (3) そして、仮にそれらの文書が本当に作成・保存されていなかったとすれば、それは行政手続法、公文書管理法、行政機関情報公開法等の関係法令に違反する重大な違法行為、違法な不作為と言わなければならない。

4 本件訴訟の意義等について

- (1) 本件任命拒否は、余りにも強引で恣意的な手続によって、学問の自由その他の憲法上の権利を侵害するとともに、国民主権の原理に基づく行政の公正性・透明性を大きく毀損した、極めて重大かつ深刻な事案であり、日本学術会議というわが国の科学者の内外に対する代表機関に対する政治による侵襲として、日本における学問と科学の基盤を揺るがすものである。

この危機を克服するには、本件訴訟を通じて、可及的に行政文書の開示を実現することにより、本件任命拒否に係る行政の意思決定過程、その根拠・

理由を明らかにし、行政の透明性と説明責任を取り戻すことが必要不可欠である。それは同時に、学問の自由、国民の共有財産としての科学を、政治による侵害と破壊から守ることにほかならない。

(2) そこで本件においては、行政文書の不開示処分の取消等とともに、原告である本件情報公開請求人らが、本件不開示処分等によって情報公開請求権すなわち知る権利を侵害されたことを理由に、国家賠償を求めるものである。

その審理を通じて、本件任命拒否がもつ違法性、違憲性の内実が明らかになるとともに、「優れた研究又は実績のある科学者」であることを否定された6名の名誉等も回復されるものとする。

第1 訴訟に至る経緯

1 法律家1162名による情報公開請求へ

本件任命拒否は、日本社会に大きな衝撃を与えたが、任命を拒否された6名のうち岡田正則、小澤隆一及び松宮孝明の3名がそれぞれ行政法、憲法、刑法を専門とする法学者であったこともあり、法律家（弁護士・法学者）が受けた衝撃はとりわけ大きかった。

法律家の間では、そもそも本件任命拒否は日本学術会議法及び憲法23条に違反するとの見解を持つ者が多かったが、それにもまして任命拒否の理由が全く明らかにされないことに強い問題意識を持つ者は多かった。そうした中で、2020年11月の国会で本件任命拒否に関し、杉田内閣官房副長官と内閣府とのやり取りの記録を内閣府が管理しているとの答弁があったことを一つのきっかけとして、法律家の中で、情報公開請求によって任命拒否の根拠・理由や意思形成過程が明らかになる行政文書を開示させようとの動きが高まり、大規模な請求人による情報公開請求に繋がっていった。

最終的に情報公開請求人は1162名になった。その中には、岡田正則、小澤隆一及び松宮孝明の3名も含まれている。

また、上記3名を含む任命を拒否された6名もそれぞれ、自分がなぜ任命を拒否されたのかの情報の開示を受けたいと考え、情報公開請求と同じタイミングで、行政機関が保有する個人情報の開示請求を行った。

2 情報公開請求

2021年4月26日、法律家1162名が請求人となり、行政機関の保有

する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」という）3条に基づき、本件任命拒否に関する行政文書の開示請求を行った（以下「本件情報公開請求」という）。

その内容は以下のとおりである。

(1) 請求先

- ① 内閣官房内閣総務官
- ② 内閣官房副長官補
- ③ 内閣府大臣官房長
- ④ 内閣府日本学術会議事務局長

(2) 対象文書

本件情報公開請求において開示対象とした行政文書は、別紙対象文書目録記載のとおりであるが、改めて以下に記す。対象文書1(1)は内閣官房の2部署に対して、対象文書1(2)は内閣府の2部署に対して、開示を求めた文書であり、相違は③の文言である。対象文書2・3は、請求先4箇所に通である。

対象文書1(1)（以下、「対象文書1(1)」という）

2020年の日本学術会議会員の任命に関する以下の①ないし④記載の文書

- ① 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書
- ② 2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書
- ③ 内閣総理大臣が、日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して受領ないし確認した文書
- ④ その他一切の文書

対象文書1(2)（以下、「対象文書1(2)」という）

2020年の日本学術会議会員の任命に関する以下の①ないし④記載の文書

- ① 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書
- ② 2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書
- ③ 日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して内閣総

理大臣に提出ないし発出した文書

④ その他一切の文書

対象文書 2 (以下、「対象文書 2」という)

2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書

対象文書 3 (以下、「対象文書 3」という)

2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、内閣総理大臣が任命しなかった者がわかる一切の文書

3 原処分

(1) 処分庁及び原処分

2021年6月下旬までに、全ての請求に対する決定(原処分)が出された。これらの処分庁及び原処分の内容は以下のとおりである。

① 内閣官房内閣総務官の不開示処分(甲1～3)

決定日: いずれも2021年6月22日

決定番号: 令和3年閣総583号・閣総584号・閣総585号

(以下、これらを一括して「本件不開示処分1」という)

決定内容: 令和3年閣総583号は対象文書1(1)について、同584号は対象文書2について、同585号は対象文書3について、いずれも不開示

不開示理由: いずれも「保有していないため(不存在)」。

② 内閣官房副長官補の不開示処分(甲4～6)

決定日: いずれも2021年5月24日

決定番号: 令和3年閣副790号・閣副791号・閣副792号

(以下、これらを一括して「本件不開示処分2」という)

決定内容: 令和3年閣副790号は対象文書1(1)について、同791号は対象文書2について、同792号は対象文書3について、いずれも不開示

不開示理由:

いずれも「作成・取得しておらず保有していないため(不存在)」。

③ 内閣府大臣官房長の一部不開示処分・不開示処分

決定日：いずれも2021年6月21日

ア 一部不開示処分（甲7・8）

決定番号：

令和3年府人727号—1（以下「本件一部不開示処分1」という）

令和3年府人727号—2（以下「本件一部不開示処分2」という）

決定内容：

本件一部不開示処分1は、対象文書1(2)について一部不開示。

本件一部不開示処分2は、対象文書3について一部不開示。

なお、一部開示された文書は、甲56～61のとおり（甲56～60は両処分共通。甲61は府人727号—1でのみ開示）。

不開示理由（要旨）：特定個人識別情報（法5条1号）又は公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（法5条6号ニ）に該当するため。

イ 不開示処分（甲9）（以下「本件不開示処分3」という）

決定番号：令和3年府人728号

決定内容：対象文書2について不開示

不開示理由：「作成・取得しておらず保有していないため（不存在）」。

④ 内閣府日本学術会議事務局長の一部不開示処分・不開示処分

決定日：いずれも2021年6月21日

ア 一部不開示処分（甲10）（以下「本件一部不開示処分3」という）

決定番号：令和3年府日学972号—1

決定内容：対象文書1(2)について一部不開示。

なお、一部開示された文書は、甲62～65のとおり。

不開示理由（要旨）：特定個人識別情報（法5条1号）又は公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（法5条6号ニ）に該当するため。

イ 不開示処分（甲11・12）

決定番号：

令和3年府日学972号—2（甲11）

(以下「本件不開示処分4」という)

令和3年府日学972号-3 (甲12)

決定内容：

本件不開示処分4は、対象文書2について不開示

令和3年府日学972号-3は、対象文書3について不開示

不開示理由：

いずれも「作成・取得しておらず保有していないため（不存在）」

(2) 原処分の特徴

上記のとおり、内閣官房の2部署は対象文書全てにつき「不存在」とし、内閣府の2部署も対象文書2につき「不存在」とした。これにより、任命拒否の根拠・理由がわかる文書がどこにも存在しないとされたことは、原処分全体の最大の特徴である。

内閣府の2部署は一部開示決定をしたが、そこでも任命拒否の根拠・理由を知る手掛かりは全く明らかにされなかった。そればかりか、公知の事実である6名の氏名さえ徹底的に黒塗りにされていた。

ただし、内閣府大臣官房長の一部開示文書の中には、「外すべき者（副長官から）R2.9.24」と記載されその余は黒塗りとされた文書（甲59）が含まれていた。これは対象文書1(2)②に含まれ、すでにマスコミにも公開済みのものであったが、杉田和博内閣官房副長官（当時）が、任命拒否者を内閣府人事課に伝達した文書であり、任命拒否の意思決定過程の一端を明らかにするものとして、開示された中で最も意味のある文書であったと言える。

なお後述するとおり、上記文書は答申を受けて裁決により不開示決定が取り消された結果、不開示部分には任命拒否された6名の氏名等が記載されていたことが明らかになった（甲69）。

4 審査請求

2022年8月21日、情報公開請求人のうち481名（以下、「審査請求人」という）は、処分庁の12件の処分全てについて、行政不服審査法に基づき、内閣総理大臣に対し、審査請求をした（以上12件を一括して、以下、「本件審査請求」という）。

内閣総理大臣は、同年11月18日、情報公開法18条2項に基づき、総務

省の「情報公開・個人情報保護審査会」（以下、「情報審査会」又は「審査会」という）に対し、本件審査請求に係る事件を諮問した（甲13～24）。

原処分番号と諮問番号の対照は別紙「行政文書開示請求に対する決定・諮問・答申・裁決・決定変更一覧」のとおりであり、内閣官房の6件の処分についての諮問番号は令和3年（行情）諮問493号～同498号、内閣府の6件の処分についての諮問番号は令和3年（行情）諮問501号～同596号である。

その後、全処分庁は、処分の全てについて、情報審査会に対し「理由説明書」を提出し、これが同年12月12日頃、審査請求人にも届けられた（甲25～36）。

審査請求人は、審査会に対し、論点ごとに以下の7通の意見書と58通の資料（書籍を含む）を提出し、答申を待った。なお、これら意見書の要旨は、各答申及び各裁決書に詳しく引用されている。

2021年12月23日 意見書兼口頭意見陳述申立書（意見書(1)）

2022年4月28日 意見書(2)－情報公開法5条1号柱書・同号但書イ・ハについて

2022年8月25日 意見書(3)－内閣総理大臣に実質的任命権はないこと

2022年8月25日 意見書(4)－重複して開示された2018年11月文書および「進達」についての求釈明

2022年9月5日 意見書(5)－情報公開法5条6号柱書・同号ニについて

2022年11月21日 意見書(6)－存否応答拒否について

2022年12月5日 意見書(7)－「保有していないため不開示」の決定について

5 情報審査会の答申

2023年8月7日、情報審査会は、本件審査請求に係る12件全件につき、以下のとおり併合した上で、3通の答申を出した。

(1) 内閣官房の原処分6件についての諮問（令和3年（行情）諮問493号～同498号）に対する答申（甲37）（以下、「本件答申①」という）

答申番号：令和5年（行情）227号～232号

答申内容：対象文書1(1)・2・3につき、保有していないとして不開示とした処分はいずれも妥当。

- (2) 内閣府の一部開示の原処分3件についての諮問（令和3年（行情）諮問501号・同502号・同504号）に対する答申（甲38）

（以下、「本件答申②という」

答申番号：令和5年（行情）233号・同234号・同236号

答申内容：対象文書1(2)及び内閣府大臣官房長の対象文書3についての一部不開示部分のうち一部を取り消す（詳細は後述）。

- (3) 内閣府の不開示の原処分3件についての諮問（令和3年（行情）諮問503号・同505号・同506号）に対する答申（甲39）

（以下、「本件答申③」という）

答申番号：令和5年（行情）235号・同237号・同238号

答申内容：

ア 対象文書2につき、保有していないとして不開示とした処分はいずれも妥当。

イ 内閣府学術会議事務局長が対象文書3につき保有していないとして不開示とした処分は、推薦書及び会員候補者名簿案を特定し、更に該当するものがあればこれを特定し、改めて開示決定をすべきである。

6 処分庁の裁決

情報審査会の答申を受け、各処分庁はそれぞれ、以下のとおり、答申の結論に従った裁決を出した。なお、裁決の理由として記載されている内容は、情報審査会の答申の記述をほぼ引き写したものである。

- ① 内閣官房内閣総務官の裁決（3通）（甲40～42）

日付：2023年9月5日

裁決番号：令和5年閣総599号・閣総600号・閣総601号

主文内容：対象文書1(1)・同2・同3に係る審査請求について、いずれも棄却。

- ② 内閣官房副長官補の裁決（3通）（甲43～45）

日付：2023年9月5日

裁決番号：令和5年閣総602号・閣総603号・閣総604号

主文内容：対象文書1(1)・同2・同3に係る審査請求について、いずれ

も棄却。

③ 内閣府大臣官房長の裁決

日付：2023年8月24日（同月28日、審査請求人に到達）

ア 裁決番号：令和5年府総337・338号（2通）（甲46・47）

主文内容：対象文書1(2)・同3に係る審査請求について、一部不開示とした原処分の一部を取り消す。

イ 裁決番号：令和5年府総339号（1通）（甲48）

主文内容：対象文書2に係る審査請求について、棄却。

④ 内閣府日本学術会議事務局長の裁決

日付：2023年8月24日（同月28日、審査請求人に到達）

ア 裁決番号：令和5年府総340号（1通）（甲49）

主文内容：対象文書1(2)に係る審査請求について、一部不開示とした原処分の一部を取り消す。

イ 裁決番号：令和5年府総341号（1通）（甲50）

主文内容：対象文書2に係る審査請求について、棄却。

ウ 裁決番号：令和5年府総342号（1通）（甲51）

主文内容：対象文書3に係る審査請求について、原処分を取り消す。

7 行政文書開示変更決定により新たに開示された情報・開示されなかった情報と本訴における主張について

(1) 行政文書開示変更決定

内閣府大臣官房長及び内閣府日本学術会議事務局長は、上記裁決（前項③ア・④ア・④ウ）における一部の不開示処分の取り消しに伴い、いずれも2023年8月25日付で行政文書開示変更決定を行った（令和5年府人1041号・府人1042号、令和5年府日1300号-1・府日1300号-2）（甲52～55）。

そこで審査請求人は、上記各決定により新たに開示決定された行政文書を全て入手した（甲66～75）。

(2) 新たに開示された情報・裁決によっても不開示とされた情報の概要

① 内閣府大臣官房長の開示変更決定

ア 名簿等に列記された氏名等

原処分においては、「日本学術会議会員候補者推薦書（105名）」（甲56、2～8頁、甲60、7～13頁）や「第25－26期会員候補者名簿（案）」（甲60、14～18頁）のうち、任命拒否された6名の氏名、専門分野、所属・職名、年齢等を全部不開示（黒塗り）としていたが、行政文書開示変更決定によりこれらの情報を開示した（但し「年齢」を除く）（甲66・70）。

イ 任命されなかった者の氏名、専門分野、所属・職名

原処分においては、何が書かれているか不明の縦7cm×横10cm程度の大きさの四角い黒塗り部分が4か所あったが（甲56、18頁、甲57、甲58、10頁、甲59）、答申はインカメラ審査の結果、これら全てに、任命されなかった者の氏名、専門分野、所属・職名が記載されていることを明らかにした（甲38、112頁・114頁・115頁・105頁）。

その上で答申は、これらのうち「外すべき者（副長官から）R2.9.24」と記載されその余は黒塗りとされた文書（甲59）の不開示部分のみ、開示すべきとした（甲38、105～109頁）。理由は多岐にわたるが、6名が任命を拒否されたことは公知の事実であるから情報公開法5条1号但書イの「慣行として公にされている」情報に該当することと、「任命権者である総理の判断が副長官により内閣府に伝達されたもの」であるから同条6号ニにも該当しないとの判断が示されている。内閣府大臣官房長は上記答申に従い、「外すべき者（副長官から）R2.9.24」と記載された文書の不開示部分を新たに開示した（甲69）。そこには、まさに答申のとおり、任命されなかった6名の氏名、専門分野、所属・職名が記載されていたことが明らかになった。

答申は、残る3カ所の四角い黒塗り部分については、情報公開法5条1号柱書に該当するとして不開示を妥当としたが、この理由付けは前述のところと整合せず失当である。しかし答申が、前述のとおり、残る3カ所についても、「任命されなかった者の氏名、専門分野、所属・職名」であることを明らかにしたことから、開示を受けたものと同視でき

ると考え、あえて本訴では当該不開示処分は求めないこととする。

ウ 文書の右肩黒塗り部分

裁決によっても取り消されなかった一部不開示部分として、行政文書の1頁目の右肩黒塗り部分が3カ所ある（甲66、1頁・甲67・甲70、1頁）（請求の趣旨7・8、別紙不開示部分目録1A・B・C、及び別紙不開示部分目録2A・B・C）。

答申②は、これらそれぞれについて、「…への説明資料…」は開示すべきとし、黒塗り部分は内閣府大臣官房長人事課が説明を行った相手方であるところの「特定の官職にある職員」であることを明らかにしている（甲38、112～113頁・115頁・116頁）。

これら3通の「説明資料」は、全てその中に、前述（7(2)①イ）したところの「任命されなかった者の氏名、専門分野、所属・職名」が記載された四角い黒塗り部分を含むものである。従って、これら右肩黒塗りの不開示部分は、内閣府において、いわば「任命拒否候補者リスト」というべきものを、誰が、いかなる「特定の官職にある職員」相手に「説明」したのかという、任命拒否の意思形成過程を知る有力な手掛かりになる可能性がある。従って、本訴ではこれらの不開示処分の取消を求める。詳細は後述する。

② 内閣府日本学術会議事務局長の開示変更決定

ア 名簿・略歴等に列記された氏名等

原処分においては、「日本学術会議会員候補者推薦書（105名）」（甲62、6～12頁、20～26頁）、「第25－26期会員候補者名簿（案）」（同、14～18頁）、「第一部会員候補者（案）」（甲64、4～5頁）及び「略歴」（同、11～121頁）のうち、任命拒否された6名に係る情報を全部不開示（黒塗り）としていたが、行政文書開示変更決定は、答申に従い、「第25－26期会員候補者名簿（案）」については年齢以外を開示し（甲72・75）、「第一部会員候補者（案）」については性別と「専門分野30分野1」のみ開示し（甲73）、「略歴」については全部不開示とした。

これらの不開示処分には不満はあるが、記載されている内容は明らかであることから、あえて本訴では当該不開示処分の取消は求めないこととする。

イ 任命されなかった6名の氏名、専門分野、所属・職名

答申は、「R 2、6、12」とだけ記載され、その余は黒塗りとされた文書（以下、「6月12日文書」という）（甲65）について、「任命者側から日本学術会議事務局に、令和2年任命に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録したもの」であるとの諮問庁の説明を紹介した上で（甲38、124頁）、法5条6号ニに該当するとして不開示を妥当とした。裁決も不開示を維持した。

しかし、任命拒否のあった2020年、日本学術会議が会員候補者を決定する同年7月9日の総会や、会員候補者案を決定する同年6月25日の幹事会より以前の6月12日に、「任命者側」から「会員候補者の推薦に係る事項」が、日本学術会議事務局に伝達された事実が明らかになったことは、官邸が会員候補者の選考過程に介入したことを裏付けるものであり、極めて重大である。

そこで上記裁決後の2023年10月13日、任命拒否当事者6名が、個人情報保護法76条に基づき、各自2019年12月から2020年7月9日までの2020年任命に係る保有個人情報の開示を請求したところ、6月12日文書の不開示部分のうち、6名各自の個人情報が開示された。それを繋ぎ合わせると、不開示部分のうち6行は、まさに任命されなかった6名の氏名、専門分野、所属・職名であったことが明らかとなった（別紙不開示部分目録3C。その画像3Ca～h参照）。

以上のところから、内閣府日本学術会議事務局長の原処分のうち6名の氏名、専門分野、所属・職名の不開示処分については本訴であえて取消を求めないが、その余の不開示部分（前同Ch参照）について取消を求める。詳しくは後述する。

ウ 文書の右肩黒塗り部分

裁決によっても取り消されなかった一部不開示部分として、行政文書の1頁目の右肩黒塗り部分が2カ所ある（甲63・甲64、1頁）（請求の

趣旨10、別紙不開示決定部分目録3A・B)。

これら不開示部分は、任命拒否の意思形成過程を知る有力な手掛かりになる可能性があることから、本訴ではこれら不開示処分の取消を求める。詳細は後述する。

- 8 文書「不存在」を理由とする「不開示」処分と本訴における主張について
- 以上のとおり、情報審査会の答申を受けた裁決によって原処分では不開示とされた行政文書の一端が開示されたが、内閣官房はあらゆる行政文書につき「不存在」を主張し、内閣府も任命拒否の根拠・理由がわかる行政文書は「不存在」であると主張して、いずれも審査請求を棄却し、開示を拒んでいる。本件情報公開請求においては、国民が最も知りたい「任命拒否の理由」が一切明らかにされなかったことになる。しかし、何の資料も情報もなくして105名の会員候補者の中から6名を選び出してその任命を拒否することは絶対に不可能である。従って、本訴では、各処分庁の不開示決定ないしは文書の作成・保存義務違反の違法性を詳細に主張する。詳細は後述する。

第2 一部不開示処分の違法性

1 本件各一部不開示処分に係る文書の内容

以下の(1)ないし(3)の各一部不開示処分に係る文書は、いずれも、本件任命拒否に関して作成された文書であるところ、これら各一部不開示処分を行った処分行政庁、日付、決定番号、対象文書及び不開示部分は以下の通りである。

(1) 本件一部不開示処分1

処分行政庁：内閣府大臣官房長

日付：令和3年6月21日

決定番号：府人第727号—1

対象文書：対象文書1(2)

不開示部分：別紙不開示部分目録1A～C記載のとおり

(以下、「本件不開示部分1」、「本件不開示部分1A」などという)

(2) 本件一部不開示処分2

処分行政庁：内閣府大臣官房長

決定番号：令和3年府人727号—2

不開示部分：別紙不開示部分目録 2 A～C 記載のとおり

(以下、「本件不開示部分 2」、「本件不開示部分 2 A」などという)

(3) 本件一部不開示処分 3

処分行政庁：内閣府日本学術会議事務局長

決定番号：令和 3 年府日学 9 7 2 号－1

不開示部分：別紙不開示部分目録の 3 A～C 記載のとおり

(以下、「本件不開示部分 3」、「本件不開示部分 3 A」などという)

2 本件一部不開示処分 1 及び 2 が違法であること

(1) 内閣府大臣官房長が示した不開示理由

内閣府大臣官房長は、本件不開示部分 1・2 の全てについて、「人事に係る事務の内容についての記載については、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とし、情報公開法第 5 条第 6 号ニに該当するとした（甲 7 「行政文書開示決定通知書」）、甲 8 「行政文書開示決定通知書」）。

(2) 本件不開示部分 1・2 に記載されている情報

— 「特定の官職にある職員」＋一文字の黒塗り部分

本件不開示部分 1 A～C は情報公開請求の対象文書 1 (2) として、また本件不開示部分 2 A～C は対象文書 3 として、それぞれ開示された「令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①」、「同②」及び「同③」（甲 7・8）の各 1 頁目の右肩黒塗り部分である（甲 5 6・5 7・5 8）。原処分は上記各右肩黒塗り部分の全部を不開示としていたが、本件答申②が黒塗り部分のうち 6 文字を開示すべきとしたことから、内閣府大臣官房長は原処分の変更決定（甲 5 2・5 3）を行い、上記 6 文字「への説明資料」を開示したものである。そして、本件答申②は、本件不開示部分 1・2 に記載されている内容は、説明の相手方であるところの「特定の官職にある職員」であることを明らかにした（甲 3 8、1 1 2～1 1 3 頁・1 1 5 頁・1 1 6 頁）。

他方、「への説明資料」の後ろに記載された黒塗り部分は、「特定の官職にある職員」のような詳細な情報が記載されているとは考え難く、何らか一文

字の、例えば数字のようなものが記載されているにとどまると推測される。

すなわち、内閣府大臣官房長は、「への説明資料」の前後を区分可能な別の情報として捉えていると言えるから、本件においても、「への説明資料」の前後の情報毎にそれぞれ不開示事由の存否の審理・判断がされねばならない。

したがって、以下では、「特定の官職にある職員」及び「への説明資料」の後の一文字毎に、いずれも不開示事由が存在しないことを述べる。

- (3) 「特定の官職にある職員」を開示しても、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は生じない

「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（情報公開法5条第6号ニ）については、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では足りず法的保護に値する程度の蓋然性が必要であるとされている（総務省行政管理局『詳解 情報公開法』480頁）。

ところが内閣府大臣官房長は、行政文書開示決定通知書においては、「人事に係る事務の内容についての記載については、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」と述べるのみであった（甲7・8）。

また、内閣府大臣官房長は、情報審査会に対しても、「公にしていない会員の任命に係る事務の内容に関する記述であり、これを明らかにすれば、例えば、任命に際して、誰に対して、どのような資料を用いて説明を行ったかという人事の一連のプロセスが明らかになり、今後の会員及びそれと同種の任命（内閣府大臣官房が所管する、任命権者が総理であって推薦手続のあるもの）等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことが推測され、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効果的にこれらを行うことを可能とすることから、その公正・円滑な任命行為の遂行に支障を生じるおそれがある。」と述べるのみであった（甲38、112頁）。

しかし、2020年の会員任命手続において政府内での説明の相手であった「特定の官職にある者」が明らかになると、なぜ「人事の一連のプロセス」

が明らかになるのか、「様々な働き掛け」とは何なのか、一体どのような者が「様々な働き掛け」を行おうというのか、そもそも「人事の一連のプロセス」が明らかになった場合に、いかなる理由で「今後の会員任命手続」の「公正・円滑な任命行為の遂行に支障」が生じるおそれがあるのか、どの程度の蓋然性のある「おそれ」なのか、そもそも任命拒否を前提とする将来の任命行為が法的保護に値する「公正・円滑な人事」なのか等々、不開示事由が存在するとの具体的な根拠は一切明らかになっていない。

そうである以上、内閣府大臣官房長のいう「支障」、「おそれ」は単なる名目的なものに過ぎないと言わざるを得ない。後述するように、日本学術会議会員の選考・推薦・任命に関する正規の意思決定手続きや本件任命拒否の実情を踏まえると、内閣府大臣官房長は、「今後の会員任命行為」に支障が生じるおそれを案じているのではなく、2020年の本件任命拒否の実情が暴露されることを怖れているのである。

(4) 本件処分は、恣意的な任命拒否が行われたことを隠そうとする動機・目的で行われたものであり、違法である

ア 不正な動機・目的のある不開示は違法

情報公開法5条第6号ニ該当性の判断に際して、行政庁は公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で判断を行うことが求められていることから、処分行政庁に広範な裁量権限は付与されていない（総務省行政管理局『詳解 情報公開法』・480頁）。そして、不正な目的・動機に基づく権利行使は、行政権の著しい濫用があるものとして、その処分は違法となる（最判昭和53年5月26日・民集32巻3号689頁）。

イ 日本学術会議会員の選考・推薦・任命に関する正規の手続き

日本学術会議会員の選考・推薦・任命の手続きは、「はじめに」で前述し、第3の4項でも後述するとおり、日本学術会議法及び日本学術会議会則において次のように定められている。

すなわち、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦する」（日本学術会議法17条）の

であり、「会員は、第17条の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同法7条2項）とされている。

そして、会員候補者の選考・推薦は、日本学術会議内に置かれた選考委員会が候補者を選考して候補者名簿を作成し、これを幹事会に提出し、幹事会が学術会議の最高議決機関である総会の承認を得て、会員候補者を内閣総理大臣に推薦するよう会長に求め、会長が内閣総理大臣に推薦するとされている（日本学術会議会則8条）。上記の選考委員会、幹事会、総会は、全て会員で構成される。これは、2005年の法改正で定められた、現会員が会員候補者を推薦する「コ・オプテーション（co-optation）方式」と呼ばれるものである。

そして、法が「第17条の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」と定めるとおり、また「内閣総理大臣の任命は形式的なものである」と国会で積み重ねられた答弁のとおり、次期会員を実質的に決定するのは日本学術会議総会における会員候補者の承認であって、内閣総理大臣は、日本学術会議の推薦のとおり会員を任命していた。本来の日本学術会議会員の選考・推薦・任命は、日本学術会議総会における会員候補者の選考・承認と、承認を得た推薦に基づく任命という手続きによってなされていたのである。

本件任命拒否があった2020年までは、学術会議が内閣総理大臣に会員候補者を推薦した後、すなわち推薦書（甲56）が内閣府人事課に提出された後になって推薦された候補者に変更が加えられたことはなかった。

ウ 本件不開示部分1・2の行政文書には全て任命拒否候補者の氏名のリストが付いていた

本件不開示部分1・2がある文書は、令和3年6月21日付府人727号-1決定（甲7）及び同日付府人727号-2決定（8）に「開示する行政文書の名称」として記載された以下の文書である。

①令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①
（甲56）

②令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②
（甲57）

③令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③

(甲58)

以上3つの「説明資料」には全て、四角い黒塗りの文書がついている(甲56・18ページ、甲58ページ・左下部分、甲58・10ページ)。答申②は、この黒塗り部分に記載されているのは「任命されなかった者の氏名、専門分野、所属・職名」であるという(甲39、112頁等)。これは、開示された「外すべき者」の黒塗り部分(甲69)と全く同じものと思われ、いわば「任命拒否候補者リスト」である。

このように、2020年の日本学術会議における任命手続きに際しては、学術会議が内閣総理大臣に会員候補者を推薦した後、すなわち推薦書(甲56)が内閣府人事課に提出された後になって、「特定の官職にある職員」に対して、「任命拒否候補者リスト」を交付した上での説明が行われていたのである。

エ 小括

以上のように、甲56ないし甲59を受領した上で「説明」を受けた「特定の官職にある職員」は、少なくとも、本来の日本学術会議会員の任命手続きには登場しない者である上、同人が交付された資料には、「任命拒否候補者リスト」が含まれていたとの事情に照らせば、本件一部不開示処分1及び2の真の目的ないし動機は、本件任命拒否に関与した「特定の官職にある職員」の氏名・役職等を秘匿することにこそあるものと認めることができる。

よって、本件一部不開示処分1及び2は、不正な目的・動機に基づき情報公開法5条第6号ニ該当性を言い立てるものであり、行政権の著しい濫用があるものとして、違法である。そもそも、こうした動機・目的は、歴史上前例のない本件任命拒否について、説明責任(行政手続法8条)を全く果たそうとしない政府の態度の一環であり、それ自体違法である。

- (5) 「への説明資料」に続く一文字を開示することによって「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は生じ得ない

本件不開示部分 1 A～C 及び本件不開示部分 2 A～C のうち、「への説明資料」の後ろに記載された一文字の情報については、これを開示することによる「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることはあり得ないから、当該部分を開示することについて、不開示理由があるとはいえない。

- (6) 小括

以上の通り、本件不開示部分 1 A～C 及び本件不開示部分 2 A～C を開示しても、法 5 条 6 号ニにいう不開示事由は生じず、それにも関わらず不開示とした目的。動機は不正なものである。よって、本件一部不開示処分 1 及び 2 は違法であるから、取り消されるべきである。

3 本件一部不開示処分 3 が違法であること

- (1) 内閣府日本学術会議事務局長が示した不開示理由

内閣府日本学術会議事務局長は、本件不開示部分 3 A～C 記載の各情報は、「これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とし、情報公開法第 5 条第 6 号ニに該当するとした（甲 1 0 「行政文書開示決定通知書」）。

- (2) 本件不開示部分 3 に記載されている情報

— 2 0 2 0 年 4 月 から 6 月 において、学術会議事務局が「任命者側」と連絡をとりあっていた状況

本件不開示部分 3 A・B・C がある文書は、令和 3 年 6 月 2 1 日付府日学 9 7 2 号— 1 決定（甲 1 0）に「開示する行政文書の名称」として記載された以下の文書である。

- ① 令和 2 年 4 月 2 日 令和 2 年 1 0 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における資料①（甲 6 3）— 本件不開示部分 3 A を含む
- ② 令和 2 年 6 月 1 日 令和 2 年 1 0 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②（甲 6 4）— 本件不開示部分 3 B を含む

③令和2年6月12日 令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③（甲65・別紙不開示部分目録3Cの画像参照）— 本件不開示部分3Cを含む

これら文書の内容については後に詳しく述べるが（第3・4(6)）、いずれも、日本学術会議「事務局」が、本件任命拒否のあった2020年の4月から6月にかけて「任命者側」と緊密な連絡を取り合っていたことを裏付ける文書である。

そして、うち本件不開示部分3A・3B（甲63・甲64）は、内閣府大臣官房の説明と同様、「特定の官職にある職員」と説明されており、おそらくは当該文書を持って会員任命について説明した相手方である「任命者側」の官職や氏名が記載されている可能性が高い。

また、本件不開示部分3Cを含む上記③の文書（甲65）は、右肩部分に「R2. 6. 12」と記載されている他、句の塗り部分には任命拒否された6名の氏名等が列記されている。日本学術会議事務局が情報審査会に行った説明によると、かかる文書は、「任命者側から日本学術会議事務局に、令和2年任命に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録したもの」ということである（甲38、124頁）。ところが、2020年6月12日は、学術会議が会員候補者を決める幹事会も総会も開かれていない段階である。それにも関わらず、この時点で既に任命拒否された6名が決まっており、いわば「任命拒否候補者リスト」が日本学術会議事務局に伝達されていたという事実は極めて重大である。

なお、上記③の文書は、任命拒否された6名の保有個人情報開示請求によって、6名の氏名等が記載されていたことが明らかになったので（別紙不開示部分目録3Cの画像）、本件不開示部分3Cは、それでもなお開示されていない僅か2行分ほどの黒塗り部分となっている。

(3) 処分行政庁が示した理由は、不開示の根拠とはなり得ない

本件不開示部分3A・Bを不開示にする理由として、日本学術会議事務局

は、情報審査会に対し、次のとおり説明した。「これを明らかにすれば、会員候補者の推薦に際して、誰に対して、どのような資料を用いて説明を行ったかという人事の一連のプロセスが明らかになり、今後の会員候補者の推薦及びそれと同種の推薦（任命権者が総理である内閣府大臣官房の所管人事に係る推薦）等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことが推測され、当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効果的にこれらを行うことを可能とすることから、その公正・円滑な推薦行為の遂行に支障を生じるおそれがあり、法5条6号二に該当する。」（甲38、118頁）。

また、本件不開示部分3Cについては、次のとおり説明した。「氏名が公になることで、推薦の過程で何らか取り沙汰された者であると推察されるおそれが非常に高い。今後の会員候補者及びそれと同種の推薦等の手続を行う上で、同種の資料が作成された場合、同様に事後に開示請求への対応等により氏名が公になる可能性が生じるが（中略）、当該可能性があることを忌避して、候補者となることを辞退する者が現れたり（中略）することが予想されるから、その公正・円滑な推薦行為の遂行に支障を生じるおそれがあり、法5条6号二に該当する。」（甲38、124～125頁）。

しかし、そもそもかかる部分に記載されている情報は、「会員候補者の推薦に係る事務の内容」としか明らかにされていないのであるし、本件不開示処分1・2のところで述べたのと同様、このような日本学術会議事務局の主張は、単なる名目的なおそれをいうにすぎず、不開示理由には該当しない。

よって、本件一部不開示処分3は、不正な目的・動機に基づき情報公開法5条第6号ニ該当性を言い立てるものであり、行政権の著しい濫用があるものとして、違法である。結局、日本学術会議事務局長は、本件任命拒否において、まだ学術会議内部で会員候補者の選考過程にあった段階で、学術会議事務局が「任命者側」とコンタクトを取り、その政治介入に関与したことを隠蔽する目的・動機で、不開示処分を行ったものと考えられる。

(4) 小括

以上の通り、本件不開示部分3A～Cは、法5条6号ニの不開示理由に該当しない。よって、本件一部不開示処分3は違法であるから、取り消されるべきである。

4 本件各一部不開示部分の開示の必要性

民主主義の健全な発展のためには、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動を具体的に明らかにし、説明する責務（説明責任）を果たす必要がある。そのための制度が、情報公開制度である。だからこそ、情報公開法1条は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」ことをその目的として掲げているのである。

多くの市民・国民が一致して本件任命拒否に不信感を持つのは、任命拒否の理由が全く明らかにされないことである。内閣総理大臣が、これまでの有権解釈を覆し、任命を拒否するという重大な政治判断をした以上は、少なくとも、その判断過程、判断基準、判断の理由が明らかにされないのは明らかに不合理であって、許されるものではない。

本件任命拒否の正当性を民主的に検証するためには、本件任命拒否の理由等が明らかにされねばならない。そしてそのためには、少なくとも、本件各一部不開示部分の開示は必要不可欠である。

以上のとおり、本件各一部不開示処分は、不開示理由がないのになされた違法なものであるから取り消されるべきであり、本件各一部不開示部分については速やかに開示されなければならない。

第3 文書の不存在を理由とする不開示処分の取消を求める

1 文書の不存在を理由とする不開示処分に共通する主張

(1) 行政文書の管理に関連する法令・規則等

行政文書の管理に関しては、以下のような法令・規則等が存在する。

ア 公文書管理法

(7) 1条（目的）

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本

的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

(イ) 4条

「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一ないし四 (略)

五 職員の人事に関する事項」

イ 行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成29年12月26日改正）

(ア) 第3 作成

「1 文書主義の原則

職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、〇〇省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに〇〇省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 別表第1の業務に係る文書作成

(1) (略)

(2) 1の文書主義の原則に基づき、〇〇省内部の打合せや〇〇省外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。」

(イ) 第4 整理

「3 保存期間

(5) 1-(1)の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要な行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

(7) 1-(1)の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要な行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」

「《留意事項》

<保存期間基準>

(略)

○「重要又は異例な事項」とは、ある業務について、通常とは異なる取扱いをした場合（例：通常専決処理される事務について、本来の決裁権者まで確認を求めた場合）等が想定されるものであり、そのような案件に係る情報を含む行政文書については、通常は1年未満の保存期間を設定する種類のものであっても、合理的な跡付けや検証に必要なものについて、1年以上の保存期間を設定するものとする。」

(2) 「行政文書」の解釈

「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」（情報公開法2条2項本文及び公文書管理法2条4項）。

ア 「組織的に用いる」の意味

「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、

当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものには該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が行政機関の事務所に到達した時、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が1つの目安となる。

イ 内閣官房副長官が収集した文書は組織共用文書に該当すること

本件任命拒否については、杉田和博内閣官房副長官が関与していたことが明らかになっている（甲59、69）。

内閣官房副長官が、日本学術会議の会員任命拒否という異例な取り扱いに関与するにあたり、何らの文書も収集しないと考え難い。そして、内閣官房副長官が、内閣官房や内閣府等の行政庁の職員に調査や収集を

指示せず、単独で文書を収集することもまた考え難い。

すなわち、本件任命拒否に至る過程において、杉田和博内閣官房副長官が行政庁の職員に指示して収集し、保有した文書があった可能性が高い。

そして、そのような文書は、行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものとして「組織的に用いる」文書（組織共用文書）に該当する。

ウ 「保有しているもの」の解釈

「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。

「所持」とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）していれば、「所持」に該当し、保有しているといえることができる。

(3) 文書不存在を理由とする不開示決定の理由付記

一解釈上不存在か、物理的不存在かを具体的に提示すべきであること
文書的不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる（情報公開・個人情報保護審査会令和2年度（行情）答申第107号、ほか多数）。

文書的不存在には、開示請求対象とされた文書自体は存在するが当該文書が解釈上「行政文書」に該当しないために不存在とされる「解釈上の不存在」と、行政文書は作成又は取得したが、廃棄したり亡失したり移管したなどによる「物理的不存在」があるところ、文書的不存在を理由とする不開示決定に際しては、そのどちらなのか明確にしたうえで理由を付記する必要がある。

そして、「解釈上の不存在」についても「物理的不存在」についても、情

報公開法の目的に鑑み、厳格に判断される必要がある。

(4) 文書不存在の主張立証責任

ア 対象文書の解釈上不存在の主張立証責任は被告が負うこと

開示請求対象とされた文書が、例えば個人的メモであって組織共用文書とは言えないなど、物理的には存在するが行政文書ではないために存在しないとされる場合、当該文書の作成経緯、保管状況、記載内容等について、開示請求者が主張立証することは困難である。

したがって、対象文書が物理的には存在するが解釈上不存在であることの主張立証責任は、行政主体である被告が負う（さいたま地判平成15年7月9日判例地方自治259号18頁など）。

イ 対象文書の物理的不存在の場合、原告が過去のある時点における保有を主張立証すれば、不開示決定時に保有が失われたことの主張立証責任は被告が負うこと

(ア) 開示請求対象文書が物理的不存在の場合の主張立証責任について、沖縄密約訴訟における東京地判平成22年4月9日判時2076号19頁は、以下のとおり判示する。

「当該行政文書が、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして一定水準以上の管理体制下に置かれることを考慮すれば、原告である開示請求者において上記①（過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、又は取得し、当該行政機関がそれを保有するに至ること―引用者注）を主張立証した場合には、上記②（その状態がその後も継続していること―引用者注）が事実上推認され、被告において、当該行政文書が上記不開示決定の時点までに廃棄、移管等されたことによってその保有が失われたことを主張立証しない限り、当該行政機関は上記不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認されるものというべきである。」

(イ) この事例は、沖縄返還密約文書の公開請求に対する不開示決定時（2008年10月2日）の原処分を争ったものであるが、その後の公文書管理法の制定・施行という憲法政策的展開においては、最判平成26年7月14日判時2242号51頁は事例判断としてのみ位置

付けられ、前掲東京地判平成22年4月9日の判示する事実上の推認基準としての上記①及び②が公文書管理法4条以下の文書の作成保存義務に基づく推認として、これを否定する行政機関の合理的理由のない限り、行政文書の存在が事実上の推認として認められるものとして、先例拘束性を具備するものと解せられる。

(ウ) 多くの学説も、このような解釈を支持している。

西口元「判批」判タ別冊32号(2011年)360頁は、「本判決の判断手法は、法律要件分類説に従い、民事訴訟における主張立証責任の処理に関する実務の大勢に従ったものであって、けっして目新しいものとはいえない」と評する。

宇賀克也「判批」判評623号(2011年)2頁は、「『密約』に関する文書である以上、そもそも文書管理規程の下での管理外に置かれていた可能性があり、また、文書管理規程に基づく正規の手続によらずに、その秘匿状態を絶対的なものとする意図の下、既に廃棄されている可能性もある。しかし、そのような事情については被告が主張立証する必要がある」とする。

三宅裕一郎「判批」法セミ672号(2010年)120頁は、裁判所が本件の目的を「民主主義国家における国民の知る権利の実現」と捉えていた点を高く評価する。)

(エ) したがって、被告が対象文書の物理的不存在を主張する場合、原告が過去のある時点における保有を主張立証すれば、不開示決定時に保有が失われたことの主張立証責任は被告が負う。

(5) 対象文書が内閣官房・内閣府のいずれにも存在しないとは考え難いこと

本件での不存在を理由とする不開示決定処分(甲1～甲6)が正しいとすると、対象文書1(1)、同1(2)、同2、同3は、内閣官房及び内閣府のいずれでも作成保存されなかったことになる。

しかし、本件任命拒否に至る過程においては、例えば以下のような文書が作成されることが想定されるところ、これらの文書がいずれも作成されていないことは考え難い。

- ・内閣総理大臣と内閣官房副長官との打合せ過程・内容を記載した文書
- ・内閣官房副長官と内閣府大臣官房・学術会議事務局との間で行われた

「相談」等の過程・内容を記載した文書

・内閣法制局と内閣府との打合せ等の過程・内容を記載した文書（2018年文書等）

・本件任命拒否者6名を含む日本学術会議の会員候補者の言論・活動、研究・業績等の調査内容を記載した文書

・国会答弁準備のために作成された想定問答集その他の文書

そして、内閣総理大臣による本件任命拒否に至る過程で、内閣官房及び内閣府のいずれもが、上記のような文書をまったく保有しなかったとも考え難い。

したがって、内閣官房及び内閣府による文書不存在を理由とした不開示決定が、どちらも適法であることはあり得ないというべきである。

2 内閣官房（内閣官房内閣総務官・内閣官房副長官補）の不開示処分

(1) 不開示処分に係る文書の内容

以下の各不開示処分に係る文書について、処分を行った処分行政庁、不開示決定の日付、決定番号及び不開示部分は、以下のとおりである。

ア 本件不開示処分1（甲1～3）

処分行政庁：内閣官房内閣総務官

日付：令和3年6月22日

決定番号：閣総第583号～第585号

対象文書：対象文書1(1)・2・3

不開示部分：全部不開示

イ 本件不開示処分2（甲4～6）

処分行政庁：内閣官房副長官補

日付：令和3年5月24日

決定番号：閣副第790号～第792号

対象文書：対象文書1(1)・2・3；

不開示部分：全部不開示

(2) 処分行政庁が示した不開示理由

ア 内閣官房内閣総務官の不開示理由（閣総第583号～第585号）

「本件対象文書については、保有していないため（不存在）。」（甲

1～3)

イ 内閣官房副長官補の不開示理由（閣副第790号～第792号）

「当該文書について、作成及び取得をしておらず保有していないため（不存在）。」（甲4～6）

(3) 内閣官房の所轄事務や行政文書の管理に関連する法令・規則等

内閣官房の所轄事務及び行政文書の管理に関しては、前項「（1）行政文書の管理に関連する法令・規則等」に挙げたもののほか、以下のような法令・規則等が存在する。

ア 内閣法

(7) 12条2項

「2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六～十五 （略）」

(4) 14条3項

「3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。」

(5) 17条2項

「2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。」

(6) 19条2項

「2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。」

イ 内閣官房組織令

(7) 2条1項

「内閣総務官室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理に関すること。
- 二 機密に関すること。
- 三 内閣の主管に属する人事に関すること。
- 四 （略）
- 五 公文書類の接受、発送及び保存に関すること。
- 六～八 （略）
- 九 前各号に掲げるもの以外の内閣の庶務」

(イ) 4条1項

「内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）
- 二 （略）」

ウ 内閣官房行政文書管理規則

(7) 6条

「職員は、文書管理者の指示に従い、公文書管理法第4条の規定に基づき、同法第1条の目的の達成に資するため、内閣官房における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに内閣官房の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係

る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 前項の場合において、別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

3 第1項に基づき、内閣官房内部の打合せや内閣官房外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。」

(4) 7条

「職員は、行政文書を作成し、又は取得したときは、文書管理者の指示に従い、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2～3（略）

4 文書管理者は、別表第1に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

6～7（略）

8 第1項の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。

(1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し

(2)～(7)（略）

10 第1項の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項

に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」

(ウ) 11条3項、4項

「3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であつて、第7条第9項各号に掲げる文書に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第7項、第8項及び第10項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。

4 文書管理者は、前項の規定により廃棄する場合、当該行政文書ファイル等の類型並びに廃棄日若しくは期間を記録し、総括文書管理者があらかじめ指定する期間終了後、速やかに部局総括文書管理者に報告する」

(エ) 別表第1備考第五

「本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。」

ものとする。」

以上を前提に、以下、内閣官房の不開示処分が違法であることを論じる。

(4) 日本学術会議会員の任命に関する事務は内閣官房の所掌ではない

一重要かつ異例な事項

日本学術会議は「内閣総理大臣の所轄」とされ（日本学術会議法1条2項）、会員は「内閣総理大臣が任命する」とされている（同法7条2項）。しかし、日本学術会議は「内閣府」に置かれた特別の機関（内閣府設置法40条3項）であるから、内閣総理大臣は「内閣府」の長（内閣府設置法6条1項）として会員の任命行為を行うのであつて、その任命行為は「内閣の首長」（憲法66条1項）としての行為ではない。

そして、会員の任命に関する事務を所掌するのは、内閣府大臣官房人事課である（内閣府本府組織令2条7号及び12条1号）。しかし、会員の選考・推薦・任命については、日本学術会議法が、「規則で定めるところにより、

優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦し、当該推薦に基づいて内閣総理大臣が任命すると定めており（日本学術会議法17条、7条2項）、上記の推薦にあたっては、会員候補者の名簿に基づき日本学術会議の最高議決機関である総会の承認を得ることとされている（日本学術会議会則8条3項）。

そして、前述のとおり、これまでの学術会議会員任命の歴史において、内閣総理大臣はつねに学術会議の推薦のとおりに会員を任命してきた。従って、推薦された候補者の中から「外すべき者」を選び出すような事務は、内閣府人事課において行ったことは一切なかった。

まして、閣議事項の整理など「内閣」を支える事務を所掌する内閣官房は、本来、学術会議会員の選考・任命等には関与しない。ところが、2020年の任命において、内閣官房副長官が6名の任命拒否に関わったことは「外すべき者（副長官から）」と記載された文書（甲69）からも、国会答弁からも明らかである。そのため、内閣官房は、情報審査会の質問に対し、内閣として一貫性を確保する上で必要な内閣官房の「総合調整事務」（内閣法12条2項4号5号）として行われたものだと説明しているが（甲37・36頁）、6名の任命拒否によっていかなる「内閣としての一貫性」を確保しようとしたのかは判然としない。

このことについて情報審査会の答申は、「付言」において、「総理に推薦された会員候補者は、その時点で行政機関による一次的意思決定を経ていることとなる。そして、そのような会員候補者を任命しないという判断は、任命の対象者を、法律上の要件に基づき行政機関である日本学術会議の意思決定を経て行われた推薦とは異なるものとする内容及び性質のものである上、過去に例はなく、総理自身が悩みに悩んだというものであるところ、副長官による総理との相談を含む内閣官房の総合調整事務は、このような判断に至る過程で行われたもの」と述べているが（甲37・47頁）、そのとおりである。

以上により、内閣官房が本件任命拒否に関与したことは、任命拒否が歴史的に初めてのことであること、「内閣総理大臣の任命は形式的」であるとの確立した有権解釈に反し、日本学術会議法違反の疑いが強いものであることから、極めて「重要」であると同時に極めて「異例」な事項であったこと

は明らかである。

(5) 内閣官房は対象文書 1 (1)、同 2、同 3 の作成保存が義務付けられていた

ア 公文書管理法

前述のとおり、公文書管理法は、その目的を「行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」と定め（1条）、「第1条の目的の達成に資するため当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、…文書を作成しなければならない。」との文書主義の原則（4条本文）を定める。そして、文書を作成すべき事項として、「職員の人事に関する事項」（同条5号）を例示する。

本件において、内閣官房が任命しない6名を選び出した行為は、「職員の人事に関する事項」に該当すると言え、また到底「軽微なもの」とは評価できないことから、内閣官房には、「経緯も含めた意思決定に至る過程」や「内閣官房の事務及び事業の実績」を検証することができる文書の作成義務があったことは明らかであり、従って何らの行政文書を作成しなかったことはあり得ないと言うべきである。

イ 内閣官房行政文書管理規則6条・別表第1「備考五」

一 本来の所掌事務でなくても文書作成保存義務は免れない

内閣官房行政文書管理規則6条は、公文書管理法4条に基づき、同規則の別表第1に掲げられた業務について文書作成義務を定めているが、注目すべきは別表第1の「備考五」である。「備考五」は、「本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。」とし、別表第1が適用されない行政文書についても、内閣官房においてその作成・取得及び保存を想定し、義務付けている。

前述のとおり、学術会議会員の選考（誰を任命し、誰を排除するかについての決定）は本来、内閣官房の所掌事務ではない。従って、別表第1に掲げられた業務に、本件任命拒否に関する「業務」が掲載されていないの

は当然のことである。しかし、だからといって内閣官房が本件任命拒否に関する文書の作成保存義務を免れるものでないことは、「備考五」によっても明らかである。

この点については、情報審査会の答申においても、内閣官房の法解釈が強く批判されている。すなわち、「総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであったり、仮に規則別表第1に掲げられた業務に該当しないものであったりしても、そのことのみをもって、当該事務についての跡付け・検証文書の作成等を要さなくなるものとは解されない」ことから、内閣官房の「令和2年任命に関する文書は担当する内閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、内閣官房が行った本件総合調整事務について、内閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方」は「妥当であるとはいえず、内閣官房においては、公文書管理法等に基づき本件総合調整事務に係る跡付け・検証文書を作成等する上で前提となる法的判断が不十分であったものと解さざるを得ない。」（甲37・47頁）と述べられているのである。

- ウ 行政文書の管理に関するガイドライン・内閣官房行政文書管理規則7条
—1年以上の保存期間を定めるべき文書
行政文書の管理に関するガイドラインは、前述のとおり、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする」、「重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする」と定める。

上記ガイドラインを踏まえて作成された内閣官房行政文書管理規則も、ほぼ同一の規定を置く（7条）。

本件任命拒否は、それまでの政府の有権解釈を覆して行なわれた歴史上初めての行為であり、国民の関心も極めて高いものであるから、これに関する行政文書は、まさに「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要」であると同時に、「重要又は異例な事項に関する情報を含むもの」である。従って、本件任命拒否に関

わる行政文書は、当然に1年以上の保存期間が設定されるべきものである。

さらに、仮に1年未満の保存期間であったとしても、内閣官房において本件任命拒否に向けた意思形成が行われたのは2020年6月頃からだったと思われる（例えば別紙不開示部分目録3Chの6月12日付文書）。本件不開示処分1は2021年6月22日に、内閣官房内閣総務官による本件不開示処分2は同年5月24日になされているから、原処分の時点では、本件任命拒否に関わる行政文書は、作成後1年を経過していないものがほとんどであったと思われる。

従って、いずれにしても、原処分の時点で行政文書が存在していた可能性は極めて高いというべきである。

エ 小括

以上から明らかなおおり、本件任命拒否は「処理に係る事案が軽微なものである場合」（公文書管理法4条）には到底当たらない。したがって、内閣官房としては、公文書管理法の目的の達成に資するため、「職員の人事に関する事項」（公文書管理法4条5号）として、公文書管理法4条及び内閣官房行政文書管理規則6条1項及び別表第1備考五に基づき、本件任命拒否に関して官房長官等が行った「総合調整事務」について、「意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」（公文書管理法4条）文書として、対象文書1(1)、同2、同3の作成及び保存が義務付けられていた。

そして、対象文書1(1)、同2、同3については、前例のない本件任命拒否という「重要又は異例な事項に関する情報」を含むため、「合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」として保存期間を1年以上とすることが義務付けられていた（内閣官房行政文書管理規則7条10項）。

よって、法令および公文書管理規則上、内閣官房は対象文書1(1)、同2、同3の作成保存が義務付けられていたものである。

(6) 内閣官房における文書不存在の主張立証責任は被告にあること

以上のとおり、内閣官房は、公文書管理法及び内閣官房行政文書管理規則に基づき、対象文書1(1)、同2、同3の作成保存義務を負っていたのである

から、行政文書の存在及び保有が事実上推認される。

したがって、本件において、対象文書1(1)、同2、同3が不存在であることの主張立証責任は、被告が負うものである。

(7) 被告が不存在を主張立証できない限り、不開示処分は違法であること

ア 不存在の具体的な主張立証が必要

内閣官房（内閣官房内閣総務官・内閣官房副長官補）は、本件審査請求において、情報審査会に対し、「本件総合調整事務に関与していない又は会員任命事務を所掌していないとの立場から、改めて行った探索の結果等について説明するにとどまり、任命しない会員候補者の選定に係る事務の実態や、その過程における文書の作成・取得の有無の経緯等についての具体的な説明」を行っていない。

しかし、被告である国としては、任命しない会員候補者の選定に係る事務の実態や、その過程における文書の作成・取得の有無の経緯等を具体的に説明することが可能である。

そして、これらの事項は、対象文書1(1)、同2、同3が物理的不存在であることを主張する前提として、被告が主張立証責任を負う内容であると言ふべきである。

したがって、被告において、任命しない会員候補者の選定に係る事務の実態や、その過程における文書の作成・取得の有無の経緯等を主張立証しない限り、不開示処分は違法となる。

イ 内閣官房は自ら内閣府に確認すべき

本件審査請求において、内閣官房は、仮に文書を取得したとしても「内閣府等においてその正本原本が管理されるもの」であり、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」（内閣官房行政文書管理規則7条9項1号）に該当するものとして遅滞なく廃棄されたと考えられる、と述べている部分がある（甲37・37頁、38～39頁、41～42頁）。

しかし、内閣府に対する情報公開請求においても、対象文書1(1)、同2、同3は不存在であるとして不開示処分が出されている。そのため、内閣官房において「別途、正本・原本が管理されている」ことを確認したかどうかは大いに疑問である。

したがって、被告において、遅滞なく廃棄されたとの理由で不存在を主張する場合は、内閣官房が内閣府に対して別途、正本・原本が管理されていることを確認したかどうかも合わせて主張立証しない限り、不開示処分は違法となる。

ウ 探索について

本件審査請求においては、審査請求人らが情報審査会による徹底した探索を求めたにもかかわらず、結局、内閣官房側が探索を行っている。

原告としては、これらの探索が十分なものかどうかを判断しようがない。

したがって、被告においては、少なくとも、内閣官房においてどのような探索を行い、情報審査会にどのように報告したかについて、具体的に主張立証する責任を負うというべきである。

さらには、情報公開を求められている一方当事者である内閣官房による探索だけでは探索を尽くしたとはいえ、これだけで文書不存在と認定するのは不公平、不十分であり、この意味でも不存在の立証は尽くされていないというべきである。

(8) 理由提示の不備により違法であること（行政手続法8条1項違反）

ア 内閣官房内閣総務官の不開示決定処分（閣総583号・584号・585号）の理由付記は、単に「保有していないため（不存在）」と記載するのみであり、なぜ当該文書が存在しないかについて全く記載していない。

また、内閣官房副長官補の不開示決定処分（閣副790号・791号・792号）の理由付記は、「作成及び取得をしておらず保有していないため（不存在）」と記載しており、内閣総務官の決定と異なり「作成及び取得をしておらず」の文言があるものの、作成及び取得をしていないことの意味が、「解釈上の不存在」なのか、それとも「物理的不存在」なのかが全くわからない。

したがって、いずれの不開示処分も理由付記の違法がある。

イ そして、裁判例上、不開示の理由を単に保有していないとした不開示処分は、理由提示の要件を欠く違法な処分となり、取り消されるべきとされている（高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例、高梁市行政手続条例に関する岡山地判平成28年6月15日裁判所ウェブサイト掲載判

例)。

したがって、不開示処分に理由付記の違法性がある場合、処分は直ちに取り消されるべきである。

ウゆえに、内閣官房による不開示決定処分はいずれも、行政手続法8条1項及び情報公開法9条2項違反により、違法無効である。

(9) 小括

以上のとおり、本件不開示処分1（令和3年閣総583号・584号・585号）及び本件不開示処分2（令和3年閣副790号・791号・792号）はいずれも違法であるから、これらの処分を取り消すことを求める。

3 内閣府大臣官房長の不開示処分

(1) 不開示処分に係る文書の内容

以下の不開示処分に係る文書について、処分を行った処分行政庁、不開示決定の日付、決定番号及び不開示部分は、以下のとおりである。

本件不開示処分3（甲9）

処分行政庁：内閣府大臣官房長

日付：令和3年6月21日

決定番号：府人第728号

対象文書：対象文書2（2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書）

不開示部分：全部不開示

(2) 処分行政庁が示した不開示理由（府人第728号）

「開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため」（甲9）

(3) 内閣府大臣官房長の所轄事務や行政文書の管理に関連する法令・規則等

内閣府大臣官房長の所轄事務や行政文書の管理に関しては、前記1（1）「行政文書の管理に関連する法令・規則等」に挙げたもののほか、以下のような法令・規則等が存在する。

ア 内閣府設置法

(7) 6条

「内閣府の長は、内閣総理大臣とする。」

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。」

(イ) 40条3項

「第1項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。」

(以下、「表」抜粋)

| (上欄) | (下欄) |
|--------|--------------------------|
| 日本学術会議 | 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号） |

イ 内閣府本府組織令

(7) 2条（大臣官房の所掌事務）

「大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。」

「七 内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに訓練に関すること」

(イ) 12条（人事課の所掌事務）

「人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。」

「一 内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること」

ウ 内閣府本府行政文書管理規則

(7) 11条

「職員は、文書管理者の指示に従い、法4条（引用者注：公文書の管理等に関する法律）の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、本府における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」

(イ) 12条2項

「2 前条の文書主義の原則に基づき、本府内部の打合せや本府外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。」

(ウ) 14条

「職員は、第15条及び第16条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。」

「(1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付すとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。」

(エ) 16条5項、7項

「5 第1項の保存期間表及び第3項の保存期間の設定においては、歴史公文書等に該当しない場合であっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。」

「7 第3項の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」

(オ) 別表第1備考五

「五 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。」

以上を前提に、以下、内閣府大臣官房長の不開示処分が違法であることを論じる。

(4) 情報審査会答申及び裁決の理由

ア 情報審査会答申

内閣府大臣官房長の不開示決定（府人第728号）について、令和5年度（行情）答申第235号、同第237号及び同第238号（本件答申②）は、要旨、「内閣府大臣官房において、当該会員候補者を任命しない根拠・理由については…文書を作成・取得したと認めるべき事情も認められな

い」、さらに「内閣府大臣官房において、本件対象文書1（注：本訴の「対象文書2」）に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められない」以上、内閣府大臣官房において本件対象文書1（注：本訴の「対象文書2」）を…保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であるとした（甲39、40～41頁）。

イ 裁決

処分庁による裁決（令和5年）の理由も、本件答申②と同じである（甲48：裁決書）。

(5) 内閣府本府は会員任命事務を所掌している

前記のとおり、日本学術会議は「内閣府」に置かれた特別の機関（内閣府設置法40条3項）であり、会員の任命に関する事務は、内閣府大臣官房人事課が所掌する事務である（内閣府本府組織令2条7号及び12条1号）。

したがって、日本学術会議から推薦された会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠、理由、意思決定過程等については、本来、内閣府大臣官房長が把握していなければならない事柄である。

もっとも、2020年までは、内閣府の長としての内閣総理大臣は日本学術会議の推薦のとおりにより会員を任命してきたのであり、日本学術会議法17条及び7条2項の規定からも、任命すべき会員の選考は内閣府大臣官房の所掌事務ではない。また、本件任命拒否について内閣総理大臣と相談して6名の排除を決定し、その結果を内閣府に伝達してきたのは内閣官房副長官であり（甲69）、内閣官房も情報審査会に対し、本件任命拒否の相談を「総合調整事務」（内閣法12条2項4号5号）として行ったことを認めている。したがって、内閣府大臣官房が、その所掌事務として、本件任命拒否の意思決定に主導的ないし実質的に関与した可能性は低いかもしれない。

しかし、内閣府大臣官房は、対象文書1(2)及び対象文書3の情報公開請求に対しては、任命されなかった候補者の氏名等を列記した文書を添付した「説明資料」（甲56～58）を開示しており、内閣府大臣官房が「特定の官職にある者」に対して、すでに「任命拒否候補者」となっていた6名の名簿を持って、内閣官房の何者かに「説明」に行った可能性も伺われる。また、内閣府大臣官房長は、「外すべき者（副長官から）」と書かれ任命拒否され

た6名の氏名等を列記した文書（甲59・69）を保存し開示しているの
あり、少なくともこうした形で、本件任命拒否に関与しているの
である。そうである以上、前例のない任命拒否という、重要かつ異
例な事柄に関し、会員の任命事務を所掌する内閣府大臣官房が、
内閣官房等との間で何らの検討も打合せもしていないことは、
答申も認めるとおり、「一般的には想定し難い」（甲39、40頁）。

以上により、本件任命拒否に関する説明、報告、検討、打合せ等
は、内閣府大臣官房の所掌事務に含まれるというべきである。

(6) 内閣府大臣官房には対象文書2にあたる行政文書の作成・保存が義務付けられており、文書の存在が推定される

ア 文書の作成・保存義務

以上を前提とすると、内閣府大臣官房は、学術会議会員の任命に関する事務を所掌する行政庁として、内閣官房との間で本件任命拒否に関する説明、報告、検討、打合せ等を行っていたとみるのが自然である。

答申②も、本件任命拒否の「判断の具体的な根拠等について、長たる総理を含めた内閣府の職員による何らかの説明・伝達等（以下「本件打合せ等」という）が行われたものと想定される」とする（甲39、43頁）。

また、答申②は続けて、仮にそうした打合せ等を行っていなかったとしても、「本件打合せ等は、内閣府のより上位の過程で行われ、それにより会員任命事務の実施の方針等について修正が生じたものといえるから、その内容及び性質に鑑みれば、会員任命事務の『実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等』（内閣府本府行政文書管理規則12条2項）に該当するものと評価することが相当であり、かつ、一部の会員候補者を選出し任命しないこととした判断の具体的な根拠等の情報なくして、当該判断に至る経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績の合理的な跡付け・検証が可能であるとはいえないから、内閣府大臣官房においては、本来、公文書管理法の目的の達成に資するため、公文書管理法4条及び文書管理規則12条2項に基づいて、本件打合せ等の記録について当該情報を記載した文書を作成し、保存することが求められていた」として、文書の作成保存義務があったことを強調しているが（甲39、43～44頁）、そのとおりである

したがって、前述の公文書管理法4条本文及び同条5号、行政文書の管

理に関するガイドライン、内閣府本府行政文書管理規則 11 条、12 条 2 項、同規則別表第 1 備考五等の規定により、内閣府大臣官房には、「2020 年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書」を作成し、保存する義務があったというべきである。

さらに、内閣総務官及び内閣官房副長官補は、本件任命拒否の理由ないし根拠がわかる文書が存在しないこととして、「日本学術会議会員の任命に関する事務については、内閣府が担当していることから、内閣府において必要な文書が作成、保存されている」と説明している。すなわち、内閣官房の公式見解によれば、内閣官房が作成し、あるいは取得した本件任命拒否に係る文書は、最終的に担当の内閣府に移管し、保管されているということである。つまり、内閣府大臣官房が自ら作成した文書でなくても、会員の任命に関する文書は最終的に内閣府に移管されたというのであるから、そうした文書については、内閣官房において当然に保存義務がある。

以上により、内閣府大臣官房に、本件任命拒否の根拠、理由がわかる行政文書が存在することは、事実上強く推定される。

イ 1 年以上の保存期間

前述のとおり、行政文書の管理に関するガイドラインにおいては、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を定めるものとする。」とされ（ガイドライン 第 4・3（5））、さらに、「通常は 1 年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1 年以上の保存期間を設定するものとする。」と定められ、内閣府本府行政文書管理規則でも同様の規定が置かれている。

したがって、内閣官房の不開示処分に関して前述したところと全く同様、本件任命拒否に関する行政文書は、当然に 1 年以上の保存期間が設定されるべきものであり、また、仮に 1 年未満の保存期間であっても、本件不開示処分 3 が行われた 2021 年 6 月 21 日には、作成後 1 年を経過していないものがほとんどであったと思われる。

ウ 小括

以上により、法令及び公文書管理規則上、内閣府大臣官房は、対象文書 2（2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書）の作成・保存が義務付けられており、したがって、上記文書の存在が強く推認されるものである。

(7) 文書不存在の主張立証責任

ア 以上のとおり、内閣府大臣官房は、対象文書 2 の作成保存義務を負っていたのであるから、上記文書の存在が強く推測され、したがって、文書不存在の主張立証責任は、被告が負う。

イ その主張立証が具体的でなければならないことは内閣官房の不開示処分に関して述べたところと同様である。

そして、具体的な主張立証のためには、内閣府大臣官房は、少なくとも本前記「第 2」で一部不開示処分の取消を求めた不開示部分を開示した上で、かかる「説明資料」の作成者は内閣府本府なのか、それ以外なのか、いつ、誰が誰に「説明」した資料なのか等について明らかにし、なぜそれ以外の文書が作成保存されていないのかを具体的に明らかにすべきである。それができない以上、対象文書 2 の「不存在」は立証されない。

(8) 探索について

内閣府大臣官房自らが行ったとの文書の探索では、不十分であり、不公平であることは、内閣官房の不開示処分ですべて述べたところと同様である。

(9) 不開示の理由不備

内閣府大臣官房長の不開示理由は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため」（甲 9）というものだが、それが「解釈上の不存在」なのか、それとも「物理的不存在」なのかがわからないため、理由提示の不備により違法である。

(10) 小括

以上のとおり、本件不開示処分 3 は違法であるから、取り消すことを求め

る。

4 内閣府日本学術会議事務局長の不開示処分

(1) 不開示処分に係る文書の内容

以下の不開示処分に係る文書について、処分を行った処分行政庁、不開示決定の日付、決定番号及び不開示部分は、以下のとおりである。

本件不開示処分4（甲11）

処分行政庁：内閣府日本学術会議事務局長

日付：令和3年6月21日

決定番号：府日学第972号-2

対象文書：対象文書2（2020年に日本学術会議が推薦した会員候補のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書）

不開示部分：全部不開示

(2) 処分行政庁が示した不開示理由（府日学第972号-2）

「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため」（甲11）

(3) 内閣府日本学術会議事務局長の所轄事務や会員の選考・推薦手続及び行政文書の管理に関連する法令・規則等

内閣府日本学術会議事務局長の所轄事務や学術会議会員の選考・推薦手続及び行政文書の管理に関しては、前記1(1)「行政文書の管理に関連する法令・規則等」に挙げたもののほか、以下のような法令・規則等が存在する。

ア 内閣府日本学術会議事務局長の所掌事務について

(ア) 日本学術会議法

16条1項

「日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。」

(イ) 日本学術会議事務局組織規則

1条（事務局長）

「2 事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。」

4条（企画課の所掌事務）

「企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十二 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の選考に関すること。」

5条（管理課の所掌事務）

「管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の人事に関すること（前条第十二号に掲げる事務を除く。）」

イ 日本学術会議会員の選考・推薦に関する法令

(7) 日本学術会議法

7条2項

「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」

17条

「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」

(4) 日本学術会議会則

8条（会員及び連携会員の選考の手続）

「1 会員（中略）は、幹事会が定めるところにより、会員（中略）の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。」

(4) 情報審査会答申及び裁決の理由

ア 情報審査会答申

内閣府日本学術会議事務局長の不開示決定（府日学第972号-2）について、本件答申②は、要旨、日本学術会議事務局が「会員候補者を選考

し総理に推薦するまでの事務を担っていたと認められる一方、会員任命事務を担っていたとは認められない」、「一部の会員候補者を任命しない（しなかった）根拠・理由について、本件各開示請求までの間に、内閣官房（副長官等を含む。）又は内閣府大臣官房から説明を受けていない旨…の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない」などとして、内閣府日本学術会議事務局において本件対象文書2を…保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であるとした（甲39、41～44頁）。

イ 裁決

処分庁による裁決（令和5年）の理由も、本件答申②と同じである（甲50：裁決書）。

(5) 内閣府日本学術会議事務局長の所掌事務について

日本学術会議は、内閣府に置かれる特別の機関であり、「独立して職務を行う」（日本学術会議法3条）ことが法律に明記され、その独立性、自律性は、学問共同体である日本学術会議の本質的要請である。そして自律性の核心は、人事の自律性である。

そのため、日本学術会議法17条、同法7条2項及び日本学術会議会則8条にあるとおり、学術会議会員は、学術会議内の選考委員会（会則8条1項2項にいう委員会）が会員等から広く推薦を受けた中から候補者を選考して候補者名簿を作成し、これを幹事会に提出し、幹事会が総会の承認を得て、会員候補者を内閣総理大臣に推薦するよう会長に求め、会長が内閣総理大臣に推薦するという手続を経て、内閣総理大臣の任命に至るとされており、会員候補者の選考・推薦を担うのは、もっぱら学術会議会員のみによって構成される選考委員会、幹事会、総会である。

こうした学術会議の組織において、日本学術会議の「事務局」は、内閣府の職員で構成され、会員の選考に関する事務をつかさどるが、その具体的内容は、会員等に対する会員候補者の推薦依頼、推薦の取りまとめ、会員候補者総理への推薦手続等の事務であり、会員候補者の選考・推薦における具体的人選等に関与する立場ではない。これは、学術会議の独立性・自律性から当然のことである。

また会員の任命は、日本学術会議会長が内閣府に会員候補者を推薦した後のことであるから、会員任命事務を所掌するのは前述のとおり内閣府大臣官房であり、学術会議の選考委員会、幹事会、総会、事務局の所掌事務ではないことは当然である。

(6) 日本学術会議事務局に対象文書2が存在する可能性

以上のとおり、日本学術会議事務局は会員任命事務を所掌するものではない。ところが、日本学術会議事務局長が本件情報公開請求に対して一部開示した以下の行政文書により、日本学術会議事務局が本件任命拒否に関し、「任命者側」と複数回、緊密に接触した事実が、明らかとなっている。

その1つは、2020年4月2日付日本学術会議事務局名義の「最近の学術会議の動き」と題する文書（甲63）である。その2頁目には、「3. 今後」のスケジュールの中に選考委員会の選考終了後、幹事会の前に、「ご相談にまいります」との文言が記載されている。

2つめは、2020年6月1日付日本学術会議事務局長福井名義の「日本学術会議25期改選の方向性について」と題する文書（甲64）である。6月1日は、ちょうど、上記の4月2日付文書で「ご相談にまいります」と書かれたタイミングである。そしてこの文書には、選考委員会を選んだ111名について作成した第一部から第三部までの「会員候補者（案）」と題する名簿（4～7頁）及び111名の会員候補者の詳細な「略歴」（11～121頁）が一体となっている。

3つめは、「R2. 6. 12」と記載され、他は黒塗りとされた1枚の文書である（甲65）。これについては、前述したとおり、任命を拒否された6名がそれぞれ保有個人情報の開示請求をしたところ、黒塗り部分には上記6名の氏名等が記載されていたことが明らかとなった（別紙不開示部分目録3C及びその画像参照）。そしてこの文書について、日本学術会議事務局は、情報審査会に対し、「任命者側から日本学術会議事務局に、令和2年任命に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録したもの」と説明しているのである（甲38、124頁）。

これらの文書からは、日本学術会議「事務局」（会員で構成される選考委員会、幹事会、総会ではない）が、2020年4月1日の段階から、「任命者側」に対し、会員選考のスケジュールや会員候補者の資料を持って「ご相

談」に行っていた事実、「任命者側」は事務局から提供された資料に基づいて、同年6月12日の時点で既に任命拒否する6名を選び出し、それを日本学術会議「事務局」に文書をもって伝達していた事実が明らかである。

このような緊密なやりとりが、日本学術会議「事務局」と「任命者側」との間で行われていたのであれば、本件任命拒否の根拠・理由、少なくとも6月の段階で6名を選び出した根拠について、日本学術会議「事務局」が「任命者側」から全く説明を受けなかったとは考えられない。

そして、2020年6月の段階で「任命者側」が既に任命を拒否する6名を決めており、日本学術会議「事務局」がその6名の氏名が記載された行政文書を受け取っていたという事実は、著しく「重要」かつ「異例」な事項である。

したがって、日本学術会議事務局長は、公文書管理法等に基づき、上記6名が列記された文書（甲65）を、いかなる場で、「任命者側」の誰から、どのような説明と共に受け取ったのかを記録する行政文書を作成保存する義務があることは明らかである。

以上により、日本学術会議事務局には、対象文書2（2020年に日本学術会議が推薦した会員候補のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書）が存在することが事実上強く推認される。

(7) 小括

以上により、本件不開示処分4は違法であるから、取り消すことを求める。

第4 国家賠償請求（国家賠償法1条1項）

1 国家賠償請求の前提となる事実と法制度について

- (1) 2020年10月1日の学術会議会員候補者6名の菅内閣総理大臣（当時）による任命拒否は、前述のように、前例のない初めてのことであり、学術会議の人事の自律性を侵害し、その独立性を脅かす極めて重大かつ深刻なできごとであった。それは、真実を探求する科学の本質に反して、政治権力が「優れた研究又は実績がある科学者」かどうかを判断しようとするものとして、日本学術会議法の規定に反するものであるとともに、学問共同体たる学術会議の学問の自由をも侵害するものであった。

しかも、学術会議自身の要請や幅広い世論、そして国会審議での追及にもかかわらず、この6名の任命拒否の意思決定に至る経緯や理由・根拠は、政府によって全く明らかにされることがなかった。

- (2) 第3の1で詳述したとおり、行政機関は、軽微な事案を除き、その意思決定過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう、行政文書を作成・保存しなければならない。特に前例のない本件のような場合「重要または異例な事項」として、その作成は必須である。

すなわち、公文書管理法は、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、・・・国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

(同法1条)と定め、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」(同法4条)とし、「職員の人事に関する事項」についても例示列举され(同条5号)、行政機関の職員に対し文書作成義務を負わせている。

行政文書の管理に関するガイドラインにおいても、公文書管理法4条に基づき文書主義の原則が採られ、かかる文書主義の原則に基づき「〇〇省内部の打合せや〇〇省外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」と定めている(職員の人事に関する事項は、別表第1に含まれる)。また、文書の保存期間についても、「歴史公文書に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。」、「通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場

合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」と定めている。

したがって、本件任命拒否処分のような重大かつ異例な人事については、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。

- (3) しかし、国会審議等においても、本件任命拒否の具体的な意思決定過程やその理由・根拠を示す文書は開示されず、また説明もされなかった。

そこで、原告らを含む法学者及び弁護士1162名は、前述した本件任命拒否の重大性に鑑み、その意思決定過程等を明らかにすべく、内閣官房（内閣総務官、内閣官房副長官補）及び内閣府（大臣官房長、日本学術会議事務局長）に対し、本件任命拒否に関して内閣総理大臣・内閣官房と内閣府との間でやりとりした文書、任命拒否の根拠ないし理由が分かる文書、任命しなかった者が分かる文書等、本件対象文書目録記載の行政文書について、情報公開法に基づき開示請求を行ったのである。

情報公開法は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政に資することを目的とする。」（同法1条）と定め、行政文書の開示請求権（以下、「情報公開請求権」という。）を具体化している（同法3条）。国民主権に基づいて国民の知る権利を具体化した情報公開請求権の行使は、具体的な権利として保障されなければならない。

各原告らが、前述した本件任命拒否処分の重大性に鑑み、その意思決定過程及び任命拒否の具体的な根拠・理由の分かる行政文書（しかも、これらの文書は作成され、保存されていなければならない）の開示を求めた請求権は、具体的に保障されるべき権利である。

- (4) 然るに、各原告らの情報公開請求権の行使に対し、内閣官房（内閣総務官、内閣官房副長官補）は文書不存在を理由として全ての対象文書について不開示とし、内閣府（大臣官房長、日本学術会議事務局長）もあちこちに黒塗り

を施した一部の文書を開示したほかは、任命拒否をした根拠ないし理由が分かる文書等を不存在として不開示とする決定を行った。

しかし、前記第3の1(3)(4)で述べたように、本来作成されるべき行政文書が存在しないならばその主張立証責任は処分庁が負うべきものであるし、本件において対象文書が内閣官房及び内閣府のいずれにも存在しないことは考え難い。

文書が存在するにもかかわらず「文書不存在」として不開示決定をした場合は、不開示決定自体が違法な行政行為であり、これにより各原告らの情報公開請求権が侵害され損害が生じたと言え、また、もし仮に真に文書が存在なのだとしたら、職員の文書作成・保存義務違反行為が違法な行政行為であり、これにより実質的に各原告らの情報公開請求権が侵害され損害が生じたと言うことができる。前者を主位的請求、後者を予備的請求として後述する。

2 情報審査会の答申について

- (1) 内閣官房の「文書不存在」を理由とした不開示決定に対する審査請求手続での情報審査会答申（令和5年度（行情）答申第227ないし第232号。本件答申①）は、結論として「文書不存在」を理由とした不開示決定自体は「妥当」としたものの、内閣官房の「令和2年任命に関する文書は担当する内閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、内閣官房が行った本件総合調整事務について、内閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方」は「妥当であるとはいえず、内閣官房においては、公文書管理法等に基づき本件総合調整事務に係る跡付け・検証文書を作成等する上で前提となる法的判断が不十分であったものと解さざるを得ない。」（甲37・44頁）と指摘している。

また、内閣官房の「文書不存在」を理由とした不開示決定に対する答申及び内閣府の「文書不存在」を理由とした不開示決定に対する答申（令和5年度（行情）答申第235・237・238号。本件答申③）は、「付言」をして「文書が作成・保存されなかったことについては、妥当性を問われる」と述べ、職員の文書作成・保存義務違反を示唆した。

(2) 内閣官房の「文書不存在」を理由とした不開示決定に対する本件答申①の「付言」は、以下のとおりである。(以下、ア～オの記号は引用者)

ア 「公文書管理法は、その目的に『行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること』を定め(1条)、『第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう』文書を作成しなければならない旨の文書主義の原則(4条本文)を定めるとともに、文書を作成すべき事項として、『職員の人事に関する事項』(同条5号)を例示している。」

イ 「そして、令和2年任命に関して行われた本件総合調整事務は、内閣法12条2項4号及び5号の規定に基づき、各府省の人事に関する事務に対して、内閣として一貫性を確保するうえで必要な内閣官房の事務として行われている。」

ウ 「会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちからその候補者を日本学術会議が選考して総理に推薦し、当該推薦に基づいて総理が任命することとされており(日本学術会議法7条2項及び17条)、当該選考の手続においては、会員候補者の名簿に基づき、最高議決機関である総会の承認を得ることとされている(日本学術会議会則8条3項)。」

エ 「このように、会員の任命行為の前提として、法律上、日本学術会議による会員候補者の選考・推薦行為が定められており、総理に推薦された会員候補者は、その時点で行政機関による一次的な意思決定を経ていることとなる。そして、そのような会員候補者を任命しないという判断は、任命の対象者を、法律上の要件に基づき行政機関である日本学術会議の意思決定を経て行われた推薦とは異なるものとする内容及び性質のものである上、過去に例はなく、総理自身が悩みに悩んだというものであるところ、副長官による総理との相談を含む内閣官房の本件総合調整事務は、このような判断に至る過程で行われたものである。」

オ そうすると、「内閣官房においては、本来、公文書管理法の目的の達成に資するため、公文書管理法4条及び文書管理規則6条に基づいて、本件総合調整事務について、経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう、文書を作成し、保存することが

求められていたといえるところ、そのような文書が作成・保存されなかったことについては、妥当性を問われるといわざるを得ない、とした。

(3) また、内閣府の「文書不存在」を理由とした不開示決定に対する本件答申③の「付言」は、以下のとおりである。

すなわち、上記(2)のアと同様文書主義の原則等を述べ、内閣府本府行政文書管理規則12条2項が「政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等」の記録について文書を作成するものと定めていることを指摘する。

そして上記(2)のウ及びエと同様の日本学術会議法の推薦手続の規定、これによって推薦された候補者は行政機関による一次的な意思決定を経て、過去に例がないこと等を踏まえ、「このような判断に至る過程で、その判断の具体的な根拠等について、長たる総理を含めた内閣府の職員による何らかの説明・伝達等（以下「本件打合せ等」という。）が行われたものと想定される。」という。

そして、「諮問庁の説明のとおり、内閣府大臣官房において、一部の会員候補者を任命しないこと及びその根拠等について検討や打合せ等を行ってなかったのであれば、本件打合せ等は、内閣府のより上位の過程で行われ、それにより会員任命事務の実施の方針等について修正が生じたものといえるから、その内容及び性質に鑑みれば、会員任命事務の『実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等』（文書管理規則12条2項）に該当するものと評価することが相当であり、かつ、一部の会員候補者を選出し任命しないこととした判断の具体的な根拠等の情報なくして、当該判断に至る経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績の合理的な跡付け・検証が可能であるとはいえないから、内閣府大臣官房においては、本来、公文書管理法の目的の達成に資するため、公文書管理法4条及び文書管理規則12条2項に基づいて、本件打合せ等の記録について当該情報を記載した文書を作成し、保存することが求められていたといえるところ、そのような文書が作成・保存されなかったことについては、妥当性を問われるといわざるを得ない、としている。

3 違法な本件各不開示決定に基づく賠償請求（主位的）

(1) 文書不存在を理由とした不開示処分 of 違法性

既に第3・2・(5)ないし(10)で述べたとおり、内閣官房は、公文書管理法及び内閣官房行政文書管理規則に基づき、対象文書1(1)、同2及び3の作成保存義務を負っていたのであるから、行政文書の存在及び保有が事実上推認される。本件において、これら対象文書が不存在であることの主張立証責任は、被告が負うものであり、被告が不存在を主張立証できない限り、不開示処分は違法である。

また、第3・3・(6)ないし(8)で述べたとおり、内閣府は、公文書管理法及び内閣府本府行政文書管理規則に基づき、対象文書1(2)、同2及び3の作成保存義務を負っていたのであるから、行政文書の存在及び保有が事実上推認される。本件において、これら対象文書が不存在であることの主張立証責任は、被告が負うものであり、被告が不存在を主張立証できない限り、不開示処分は違法である。

これらの対象文書が存在するにもかかわらず、文書不存在を理由として不開示とした、内閣官房内閣総務官による不開示処分、内閣官房副長官補（内政担当）による不開示処分、内閣府大臣官房長による不開示処分、及び内閣府日本学術会議事務局長による不開示処分は、それぞれ、国民主権に基づいて国民の知る権利を具体化した情報公開請求権の行使に対する侵害であり、いずれも違法な「公権力の行使」である。

(2) 文書不存在を理由とした不開示処分についての責任

内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣府大臣官房長及び内閣府日本学術会議事務局長は、内閣官房においては公文書管理法及び内閣官房行政文書管理規則に基づき、内閣府においては公文書管理法及び内閣府本府行政文書管理規則に基づき、いずれにおいても上記対象文書の作成保存義務を負っていたのであるから、上記対象文書を作成保存しているはずだという認識を有していたと考えられ、にもかかわらず、安易に文書が存在しないとして不開示処分をしたことには、故意、少なくとも重大な過失があるというべきであり、係る本件各不開示処分をしたことにつき責任がある。

(3) 損害

各原告らは、日本学術会議が総会において承認し、総理に推薦した会員候補者のうち一部を任命しないというこれまでになかった重大かつ前例のない

判断がなされた経緯、具体的な根拠など、その意思決定過程等が分かる行政文書の開示を求め、情報公開請求権を行使した者であり、上記処分庁が、文書が存在するにもかかわらず存在しないとして不開示にした処分は、かかる国民の知る権利を具体化した情報公開請求権の行使を著しく侵害するものである。

原告らの、理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益は著しく侵害され、これによって受けた精神的苦痛は大きく、少なくとも各原告らに金1万円相当の損害があったというべきである。

- (4) よって、各原告らは、被告に対し、違法な本件各不開示決定に基づく損害賠償請求として、それぞれ金1万円及びこれに対する上記本件不開示処分のうち最も遅い日である2021年6月22日から支払い済みに至るまで年3分の割合による金員の支払いを求める。

4 文書作成・保存義務違反行為に基づく賠償請求（予備的）

(1) 文書作成・保存義務違反行為の違法性

仮に、本当に文書の作成・保存がされていなかったとしたら、以下のとおり、文書を作成・保存しなければならないにもかかわらず、文書を作成・保存しなかった行為が違法な「公権力の行使」となる。

ア まず、内閣官房も内閣府も、前述の公文書管理法等に基づき、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、文書作成義務を負っている。しかも本件は、日本学術会議という「わが国の科学者の内外に対する代表機関」の会員の決定という極めて重要な人事であり、しかも、従来総理大臣は学術会議の推薦どおりに任命することを明確な法解釈として国会答弁等において明らかにし、かつ、そのとおりに長年実施してきたにもかかわらず、これを変えるという「異例」な意思決定をしたものであるから、そしてそれは学問の自由と学術会議の独立性・自律性にもかかわる性質のものであるから、その意思決定過程及び事務の遂行を、合理的かつ詳細に跡付けられるよう、行政文書を作成し、かつ保存しなければならなかったのである。

しかもその意思決定は、前記の情報審査会答申も指摘するように、法律

上 学術会議による会員候補者の選考・推薦が定められ、学術会議という行政機関による一次的な意思決定を経ているのであって、本件任命拒否はその推薦とは異なる内容・性質のものを、敢えて行うというものであるから、なおさらである。

イ そもそも、内閣総理大臣にせよ内閣官房にせよ、また内閣府大臣官房や日本学術会議事務局にせよ、学術会議から推薦された105名の会員候補者のうちから6名を選択して任命から除外するためには、前記情報審査会答申（本件答申③）も指摘するように、「一部の会員候補者を選出し任命しないこととした判断の具体的な根拠等の情報なくして、当該判断に至る経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績を合理的に跡付け・検証が可能であるとはいえない」。すなわち、任命しない方針と基準を定め、105名の各人について、「優れた研究又は業績がある」か否かを判断する材料を収集し、これらを検討して選び出す過程が必要不可欠であり、その調査と判断の内容が「合理的」なものとして理解できるように、文書を作成しておかなければならないのである。そしてそれらの行政文書は、一定期間保存し、廃棄してはならない。

これらの文書としては、官房副長官が「外すべき者」を内閣府に指示したことが明らかになっている本件においては、

- ① 総理大臣と官房長官・官房副長官との打合せ過程・内容を示すもの
- ② 官房副長官と内閣府大臣官房・学術会議事務局との間の打合せ等の過程・内容を示すもの
- ③ 任命拒否に係る6名を含む会員候補者の言論・活動、研究・業績等の調査の内容を示すもの

などが、文書として作成・保存されなければならないし、作成されたはずである。

- ④ さらに、本件での一部開示文書に繰り返し現われ、国会答弁でもその趣旨が繰り返された、総理大臣に学術会議の推薦のとおり「任命すべき義務があるとまでは言えない」とした2018年11月13日付け「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」なる文書の作成に直接携わり、また本件任命拒否直後の臨時国会の政府答弁に繰り返し立った内閣法制局も重要な役割を占めており、内閣法制局と関係機関との打合せ等の過程・内

容を示すものが当然に考えられるし、

- ⑤ その国会答弁に臨んだ総理大臣をはじめ、官房長官、内閣法制局長官、学術会議事務局長等の答弁の準備のための想定問答集その他の資料の存在も、当然に考えられる。

その他、前記情報審査会の答申に即していえば、内閣官房においては「本件総合調整事務」について、また内閣府においては「会員任命事務の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等」に該当するものについて、これを合理的に跡付け、検証することができるための文書が作成され、保存されなければならなかった。

ウ ところが、本件情報公開請求に対して、法律上当然に作成され、保存されるべきこれらの行政文書、とりわけ、「一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる文書」が一切、「不存在」として不開示とされたのである。

このような重大な意思決定過程を示す文書が作成されず、又は保存されずに廃棄されたとすれば、それは、公文書管理法、情報公開法その他の関係法令に明白に違反する事態であり、「民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」をないがしろにし、国民に対する行政の透明性の確保と説明責任を放棄する暴挙であり、国民主権の理念をも蹂躪するものというほかはない。

その違法性の程度は、極めて重大である。

(2) 文書作成・保存義務違反行為についての責任

以上のとおり、内閣官房においては、公文書管理法4条及び内閣官房行政文書管理規則6条等に基づいて、また内閣府においても、公文書管理法4条及び内閣府本府行政文書管理規則12条2項等に基づいて、学術会議から推薦のあった会員候補者の一部を選定して任命しないこととした判断の具体的な意思決定過程、根拠等を示す文書を作成し、保存しなければならなかったところ、これらの関係職員は、その作成・保存義務について、十分に認識していたというべきである。

にもかかわらず、内閣官房の職員及び内閣府の職員が敢えて職務を怠ってかかる文書を作成し、保存しなかったこと（廃棄を含む）は、故意によるもの、敢えて言えば、日本学術会議の総会で承認され、推薦された候補者の一

部の者を任命しなかった経緯及び具体的な根拠等を隠ぺいする意図で行われた蓋然性が高いというべきである。職務を怠った文書作成・保存義務違反行為につき、故意責任が認められて然るべきであり、少なくとも重大な過失があることは明らかである。

なお、前記情報審査会答申（本件答申①）によれば、内閣官房においては、「令和2年任命に関する文書は担当する内閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、内閣官房が行った本件総合調整事務について、内閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方」に基づき公文書の作成・保存をしなかったとのことであり、このことは、同答申において「前提となる法的判断が不十分だった」と指摘されているが（甲37・44頁）、このような誤った法的判断による文書作成・保存義務違反を免責することは許されない。むしろ、意図的に文書作成・保存義務を怠ったことを推認させるもので、故意責任を基礎づける事実とすることができるといえる。

(3) 損害

各原告らの理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益は、実質的には、本来作成・保存されて然るべき行政文書に記載された情報を取得できるという期待利益であり、内閣官房及び内閣府の職員が職務を怠り、文書作成・保存義務違反行為をしたという違法な公権力の行使が認められる場合には、かかる違法な公権力の行使によって理由なく行政文書の開示を妨げられない各原告らの利益が実質的に侵害されたというべきである。

各原告らは、日本学術会議が総会において承認し、総理大臣に推薦した会員候補者のうち一部を任命しないというこれまでになかった重大な判断がなされた経緯、具体的な根拠など、その意思決定過程が分かる行政文書の開示を求め、情報公開請求権を行使した者であり、内閣官房及び内閣府の職員が職務を怠ってなした文書の作成・保存義務違反行為は、かかる国民の知る権利を具体化した情報公開請求権の行使を著しく侵害するものである。

原告らの、理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益は実質的に著しく侵害され、これによって受けた精神的苦痛は大きく、少なくとも各原告らに金1万円相当の損害があったというべきである。

- (4) よって、各原告らは、被告に対し、予備的に、違法な文書作成・保存義務違反行為に基づく損害賠償請求として、それぞれ金1万円及びこれに対する前記不開示処分のうち最も遅い日である2021年6月22日から支払い済みに至るまで年3分の割合による金員の支払いを求めるものである。

添付別紙

- 1 対象文書目録
- 2 不開示部分目録（画像16枚添付）
- 3 情報公開請求についての原処分・諮問・答申・裁決・決定変更番号等一覧
- 4 当事者（原告）目録
- 5 訴訟代理人目録

証 拠 方 法

証拠説明書のとおり（甲1～75号証）

附 属 書 類

- | | |
|---------------|------|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲1～75号証（写し） | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 166通 |

対象文書目録

1(1)

2020年の日本学術会議会員の任命に関する以下の①ないし④記載の文書

- ① 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書
- ② 2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書
- ③ 内閣総理大臣が、日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して受領ないし確認した文書
- ④ その他一切の文書

1(2)

2020年の日本学術会議会員の任命に関する以下の①ないし④記載の文書

- ① 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書
- ② 2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書
- ③ 日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して内閣総理大臣に提出ないし発出した文書
- ④ その他一切の文書

2

2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書

3

2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、内閣総理大臣が任命しなかった者がわかる一切の文書

不開示部分目録 1

- A 令和3年6月21日付け府人第727号-1 行政文書一部不開示処分において開示する行政文書(1)「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①」の1枚目右上の記載部分
(令和5年府総第337号-1 裁決書別表通番1の不開示部分)
※添付の「不開示部分目録1 Aの文書(画像)」のとおり
※甲66、1枚目
- B 令和3年6月21日付け府人第727号-1 行政文書一部不開示処分において開示する行政文書(2)「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②」の1枚目右上の記載部分
(令和5年府総第337号-1 裁決書別表通番6の不開示部分)
※添付の「不開示部分目録1 Bの文書(画像)」のとおり
※甲67
- C 令和3年6月21日付け府人第727号-1 行政文書一部不開示処分において開示する行政文書(3)「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③」の1枚目右上の記載部分
(令和5年府総第337号-1 裁決書別表通番8の不開示部分)
※添付の「不開示部分目録1 Cの文書(画像)」のとおり
※甲68、1枚目

不開示部分目録 2

A 令和3年6月21日付け府人第727号-2行政文書一部不開示処分において開示する行政文書(1)「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①」の1枚目右上の記載部分

(令和5年府総第338号-1裁決書別表通番1の不開示部分)

※添付の「不開示部分目録2Aの文書(画像)」のとおり

※甲66、1枚目

B 令和3年6月21日付け府人第727号-2行政文書一部不開示処分において開示する行政文書(2)「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②」の1枚目右上の記載部分

(令和5年府総第338号-1裁決書別表通番6の不開示部分)

※添付の「不開示部分目録2Bの文書(画像)」のとおり

※甲67

C 令和3年6月21日付け府人第727号-2行政文書一部不開示処分において開示する行政文書(3)「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③」の1枚目右上の記載部分

(令和5年府総第338号-1裁決書別表通番8の不開示部分)

※添付の「不開示部分目録2Cの文書(画像)」のとおり

※甲68、1枚目

不開示部分目録 3

- A 令和3年6月21日付け府日学第972号-1行政文書一部不開示処分において
開示する行政文書(2)「令和2年4月2日 令和2年10月の会員改選に係る意思決定過程における資料①」の1枚目右上の記載部分
(令和5年府総第340号-1裁決書別表通番7の不開示部分)
※添付の「不開示部分目録3Aの文書(画像)」のとおり
※甲63
- B 令和3年6月21日付け府日学第972号-1行政文書一部不開示処分において
開示する行政文書(3)「令和2年6月1日 令和2年10月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」の1枚目右上の記載部分
(令和5年府総第340号-1裁決書別表通番9の不開示部分)
※添付の「不開示部分目録3Bの文書(画像)」のとおり
※甲64の1枚目の一部
- C 令和3年6月21日付け府日学第972号-1行政文書一部不開示処分において
開示する行政文書(4)「令和2年6月12日 令和2年10月の会員改選に係る意思決定過程における資料③」のうち、任命されなかった候補者の氏名、専門分野、所属・職名以外の記載部分
(令和5年府総第340号-1裁決書別表通番19の不開示部分の一部)
※添付の「不開示部分目録3Ca~hの文書(画像)」のとおり。3Caの黒塗り部分のうち一部について不開示処分の取消を求める。3Cb~gは、保有個人情報開示請求によって開示された文書であり、同3Chは、これらを継ぎ合わせて作成した参考資料である。同3Chの画像で黒塗りとなっている部分が、本訴で不開示処分の取消を求める部分である。
※甲65の一部

への説明資料



府日学第 1243 号
令和 2 年 8 月 31 日

内閣総理大臣 殿

日本学術会議会長

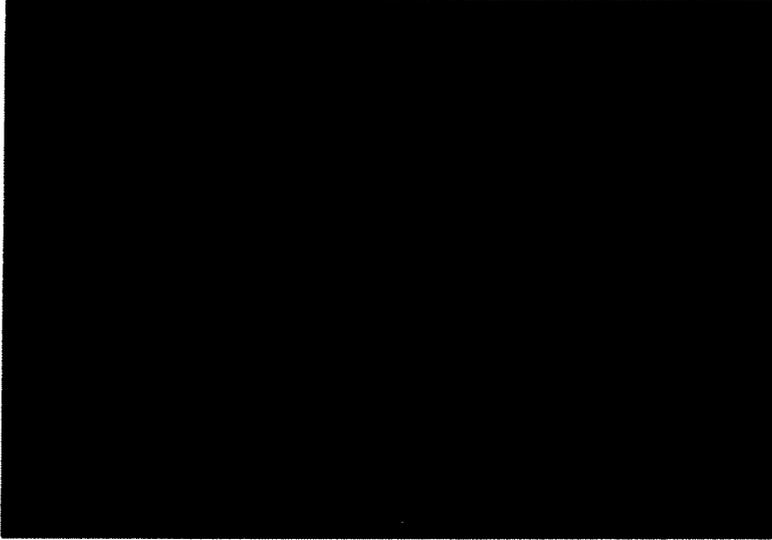


日本学術会議会員候補者の推薦について (進達)

日本学術会議法 (昭和 23 年法律第 121 号) 第 17 条及び日本学術会議
会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令 (平成 17 年
内閣府令第 93 号) の規定に基づき進達いたします。



への説明資料



↑
注：不開示処分取消対象としない

平成30年11月13日
内閣府日本学術会議事務局

日本学術会議法第17条による推薦と
内閣総理大臣による会員の任命との関係について

1. 日本学術会議の沿革等について

(1) 日本学術会議の設立経緯、設立趣旨等について

敗戦後の我が国が貧困な資源、荒廃した産業施設等の悪条件を克服し、文化国家として再建すると共に、世界平和に貢献し得るためには、是非とも科学の力によらなければならないとの問題意識の下、従来、個々の研究においては優れた成果が必ずしも少ないとは言い得ないにも関わらず、その有機的、統一的な発達が十分ではなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、科学の進歩に寄与し得るような体制を欠いていたことを省みて、全国科学者の緊密な連絡協力によって、科学の振興発達を図り、行政産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための新組織を国の審議機関として確立することを我が国の科学振興の基本的な前提と位置付け、昭和23年7月に「日本学術会議法(昭和23年法律第121号。以下「日学法」という。)」が制定され、昭和24年1月に日本学術会議が設立された。

近年、地球環境問題をはじめ、一つの専門分野の知識のみでは解決できない複雑な問題について、様々な知識を統合し、解決に向けた選択肢を示すことが求められている。こうした中で、日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、全ての学術分野の科学者を擁し、また、職務の独立性が担保されているといった特徴を有しており、幅広い学術分野の科学的知見を動員しつつ課題に関する審議を行って意見を集約し、政府や社会に対してその成果を提示できるところにその意義があるところである。政府や社会から尊重されつつその役割を十分に発揮できるような位置付け及び権限を付与し、安定的な運営を行うために必要な財政基盤を確保する観点から、日本学術会議は、科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関する事務を所掌し、政府からの諮問に対する答申、政府への勧告等

への説明資料



府日学第 1243 号
令和 2 年 8 月 31 日

内閣総理大臣 殿

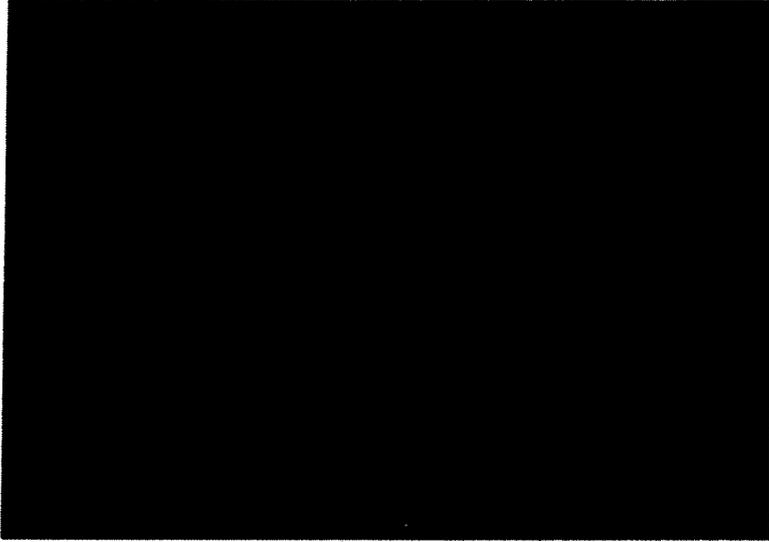
日本学術会議会長 謹啓
日本学術会議

日本学術会議会員候補者の推薦について(進達)

日本学術会議法(昭和23年法律第121号)第17条及び日本学術会議
会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令(平成17年
内閣府令第93号)の規定に基づき進達いたします。



への説明資料



注：不開示処分取消対象としない

平成 30 年 11 月 13 日
内閣府日本学術会議事務局

日本学術会議法第 17 条による推薦と 内閣総理大臣による会員の任命との関係について

1. 日本学術会議の沿革等について

(1) 日本学術会議の設立経緯、設立趣旨等について

敗戦後の我が国が貧困な資源、荒廃した産業施設等の悪条件を克服し、文化国家として再建すると共に、世界平和に貢献し得るためには、是非とも科学の力によらなければならないとの問題意識の下、従来、個々の研究においては優れた成果が必ずしも少ないとは言えないにも関わらず、その有機的、統一的な発達が十分ではなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、科学の進歩に寄与し得るような体制を欠いていたことを省みて、全国科学者の緊密な連絡協力によって、科学の振興発達を図り、行政産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための新組織を国の審議機関として確立することを我が国の科学振興の基本的な前提と位置付け、昭和 23 年 7 月に「日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「日学法」という。）」が制定され、昭和 24 年 1 月に日本学術会議が設立された。

近年、地球環境問題をはじめ、一つの専門分野の知識のみでは解決できない複雑な問題について、様々な知識を統合し、解決に向けた選択肢を示すことが求められている。こうした中で、日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、全ての学術分野の科学者を擁し、また、職務の独立性が担保されているといった特徴を有しており、幅広い学術分野の科学的知見を動員しつつ課題に関する審議を行って意見を集約し、政府や社会に対してその成果を提示できるところにその意義があるところである。政府や社会から尊重されつつその役割を十分に発揮できるような位置付け及び権限を付与し、安定的な運営を行うために必要な財政基盤を確保する観点から、日本学術会議は、科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関する事務を所掌し、政府からの諮問に対する答申、政府への勧告等

2024.4.2 9:50-10:16

最近の学術会議の動き

令和2年4月2日

日本学術会議事務局

- 25期改選事務 (別紙)
 - ・ 会員候補者 111 名 (改選数 105 人) の選定に向け作業中
 - ・ 女性比率 35 パーセント目標

- その他
 - ・ 総会 (4 月 15 日～) の延期
 - ・ G サイエンス国際会議 (アメリカ予定、メール審議中)
 - ・ 共同国際会議の開催 (6 月～)

日本学術会議 25期改選の方向性について

2.6.1

14:10-30

令和2年6月1日

日本学術会議事務局長 福井

○210人の会員(第一部から第三部まで70人づつ)については、3年ごとに半数の105人が一期6年の任期を満了して自動的に退職し、後任は学術会議からの推薦により、内閣総理大臣に任命いただくことになる。

○前回同様、

① 女性比率の向上(33%→35%)、

② 地方在住者の確保、

③ 若手の登用、

④ 分野横断的領域や新分野の候補者を発掘すること

を方針に、5月中旬の学術会議内の会員選考委員会で111人の推薦候補者を内定(非公表)

(今後の予定日程)

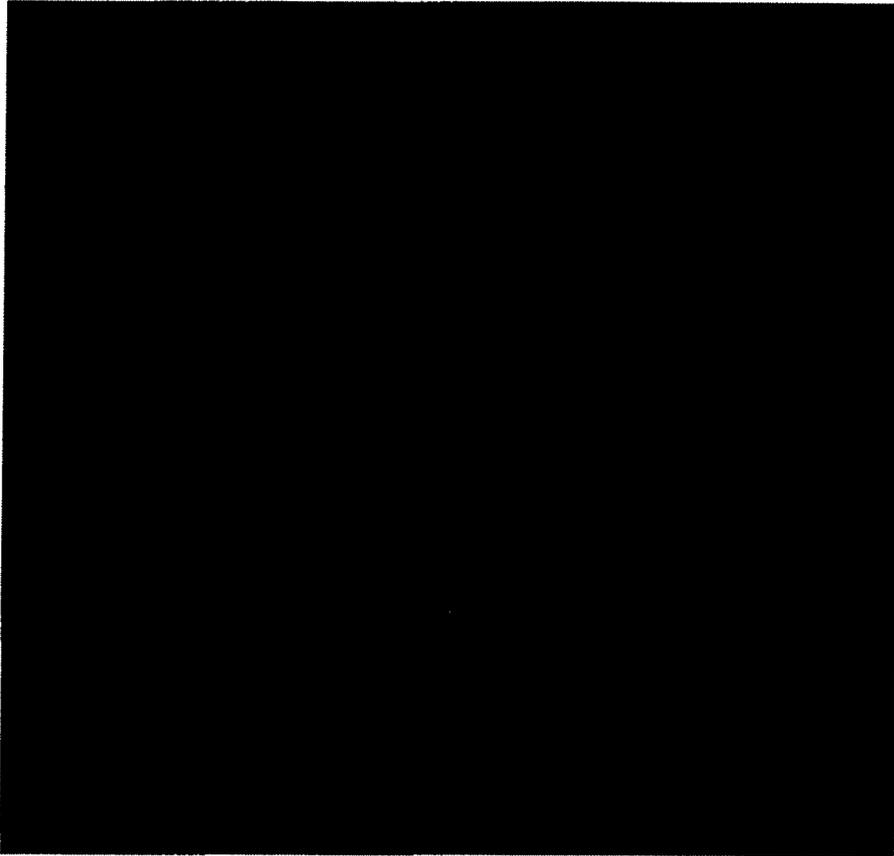
- ・6月25日 選考委員会で105人の推薦案を確定
- ・7月9日 総会に附議(人事案件・非公開)
- ・8月中 正式な推薦書を内閣府に提出
- ・10月1日 任命をいただき、総会を開催

(参考) 次期会長について

○現会長山極壽一氏(第二部:動物学・京都大学)が会員任期を満了するため、10月の総会で次期会長を互選。

↑
注:不開示処分取消対象としない

R2.6.12



16 35-1 10

R2.6.12

氏名 定道 哲学・京都大学大学院文学研究科教授



16 35-5 9

R2.6.12

加藤 陽子 史学・東京大学大学院人文社会系研究科教授

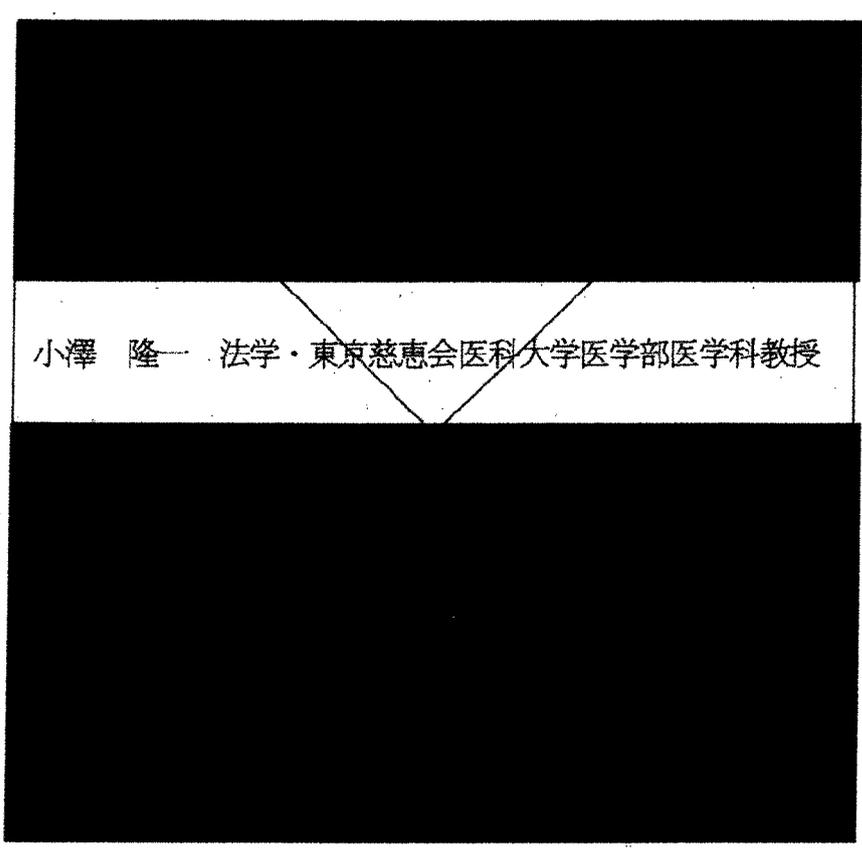
16 35-3 10

R2.6.12

岡田 正則 法学・早稲田大学教授法学学術院教授

16 35-4 10

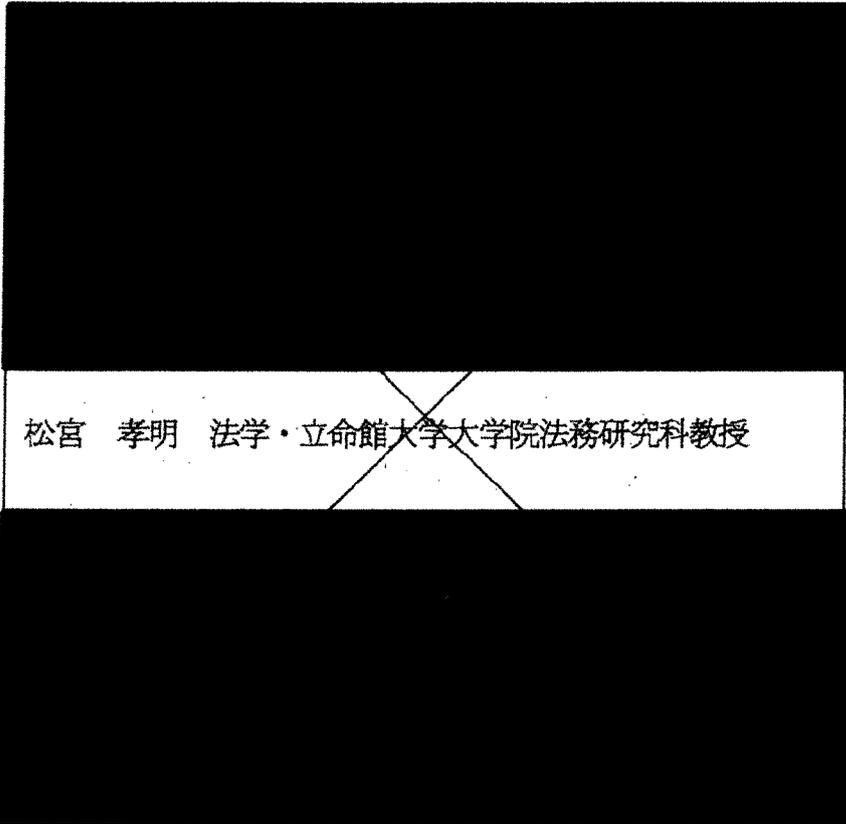
R2.6.12



小澤 隆一 法学・東京慈恵会医科大学医学部医学科教授

16 35-6 10

R2.6.12



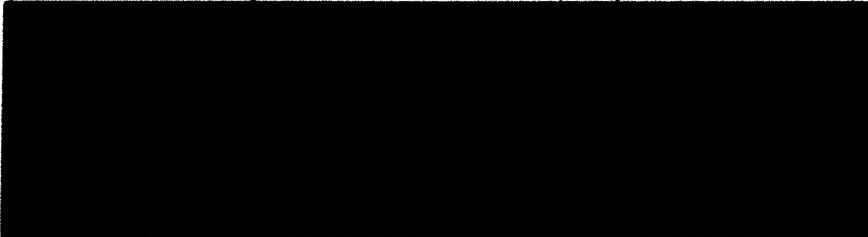
松宮 孝明 法学・立命館大学大学院法務研究科教授

16 35-2 10

R2.6.12

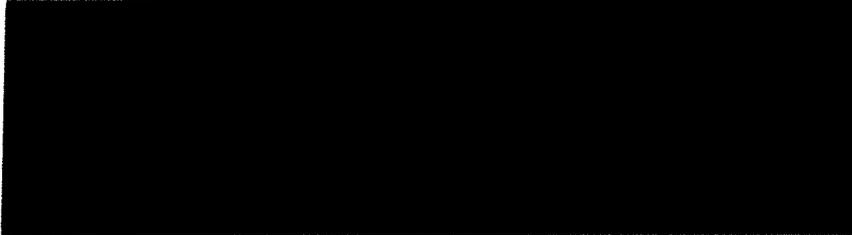


宇野 重規 政治学 東京大学社会科学研究所教授



R2.6.12

| | |
|-------|----------------------|
| 荻名 定道 | 哲学・京都大学大学院文学研究科教授 |
| 加藤 陽子 | 史学・東京大学大学院人文社会系研究科教授 |
| 岡田 正則 | 法学・早稲田大学教授法学学術院教授 |
| 小澤 隆一 | 法学・東京慈恵会医科大学医学部医学科教授 |
| 松宮 孝明 | 法学・立命館大学大学院法務研究科教授 |
| 宇野 重規 | 政治学・東京大学社会科学研究所教授 |



情報公開請求についての原処分・諮問・答申・裁決・決定変更番号等一覧

| 開示請求 | | 処分庁 | | 審査請求 | | | 処分庁 | |
|----------------|---------------------------------|---|---|-------------------|---|---|--|--------|
| 開示請求先 請求年月日 | | 決定年月日 原処分・対象文書 決定番号 | | 諮問年月日 諮問番号 | 併合 | 答申年月日 答申番号 | 裁決年月日 裁決番号 | 決定変更通知 |
| 内閣官房 | 内閣総務官 令和3年4月26日 | 令和3年6月22日 令和3年 閣総583【不開示=不存在】対象文書1(1) 閣総584【不開示=不存在】対象文書2 閣総585【不開示=不存在】対象文書3 | 令和3年11月18日 令和3年(行情) 諮問493号 諮問494号 諮問495号 | 493 ~498 | 令和5年8月7日 令和5年(行情) 答申227 ~232号 | 令和5年9月5日 令和5年 閣総599【棄却】 閣総600【棄却】 閣総601【棄却】 | | |
| | 内閣官房副長官補 (内政担当) 令和3年4月26日 | 令和3年5月24日 令和3年 閣副790【不開示=不存在】対象文書1(1) 閣副791【不開示=不存在】対象文書2 閣副792【不開示=不存在】対象文書3 | 令和3年11月18日 令和3年(行情) 諮問496号 諮問497号 諮問498号 | | | 令和5年9月5日 令和5年 閣総602【棄却】 閣総603【棄却】 閣総604【棄却】 | | |
| 内閣府本府 | 内閣府大臣官房長 令和3年4月26日 | 令和3年6月21日 令和3年 府人727-1【一部開示】対象文書1(2) 府人727-2【一部開示】対象文書3 府人728【不開示=不存在】対象文書2 | 令和3年11月18日 令和3年(行情) 諮問第501号 諮問第502号 諮問第503号 | 501 502 504 | 令和5年8月7日 令和5年(行情) 答申233 234 236 | 令和5年8月24日 令和5年 府総337【不開示一部取消】 府総338【不開示一部取消】 府総339【棄却】…503に対応 | 令和5年8月25日 府人1041 府人1042 — | |
| | 内閣府日本学術会議 事務局長 令和3年4月26日 | 令和3年6月21日 令和3年 府日学972-1【一部開示】対象文書1(2) 府日学972-2【不開示=不存在】対象文書2 府日学972-3【不開示=不存在】対象文書3 | 令和3年11月18日 令和3年(行情) 諮問第504号 諮問第505号 諮問第506号 | 503 505 506 | 令和5年8月7日 令和5年(行情) 答申235 237 238 | 令和5年8月24日 令和5年 府総340【不開示一部取消】504に対応 府総341【棄却】 府総342【取り消す】 | 令和5年8月25日 府日1300-1 — 府日1300-2 | |

第1事件（62号事件）原告目録（公開用）
（職種・所属は2024年2月20日提訴時）

| 原告番号 | 氏名 | 職種 | 所属 |
|------|--------|-----|------------|
| 1 | 相原 健吾 | 弁護士 | 神戸合同法律事務所 |
| 2 | 秋山 健司 | 弁護士 | 京都第一法律事務所 |
| 3 | 浅倉 むつ子 | 法学者 | 早稲田大学名誉教授 |
| 4 | 荒木 修 | 法学者 | 関西大学 |
| 5 | 飯島 滋明 | 法学者 | 名古屋学院大学 |
| 6 | 飯 考行 | 法学者 | 専修大学 |
| 7 | 五十嵐 正博 | 法学者 | 金沢大学・神戸大学 |
| 9 | 石坂 俊雄 | 弁護士 | 三重合同法律事務所 |
| 10 | 石村 修 | 法学者 | 専修大学名誉教授 |
| 11 | 伊東 香保 | 弁護士 | |
| 12 | 伊藤 真 | 弁護士 | 伊藤・呉法律事務所 |
| 13 | 稲 正樹 | 法学者 | 元国際基督教大学 |
| 14 | 井上 聡 | 弁護士 | 都民総合法律事務所 |
| 15 | 今村 与一 | 法学者 | 横浜国立大学名誉教授 |
| 16 | 上田 國廣 | 弁護士 | 上田國廣法律事務所 |
| 17 | 右崎 正博 | 法学者 | 獨協大学名誉教授 |
| 18 | 内田 博文 | 法学者 | 九州大学名誉教授 |
| 19 | 内海 陽子 | 弁護士 | 神戸合同法律事務所 |
| 20 | 浦野 広明 | 法学者 | 立正大学 |
| 21 | 江川 剛 | 弁護士 | 江川剛法律事務所 |
| 22 | 大江 京子 | 弁護士 | 東京東部法律事務所 |
| 23 | 大江 洋一 | 弁護士 | 堺法律事務所 |
| 24 | 大門 嗣二 | 弁護士 | 大門嗣二法律事務所 |
| 25 | 大久保 哲 | 法学者 | 宮崎産業経営大学 |
| 26 | 大田 直史 | 法学者 | 龍谷大学 |
| 28 | 大森 夏織 | 弁護士 | 東京南部法律事務所 |
| 29 | 岡崎 敬 | 弁護士 | ひいらぎ法律事務所 |

| 原告番号 | 氏名 | 職種 | 所属 |
|------|--------|-----|----------------------|
| 30 | 岡崎 勝彦 | 法学者 | 島根大学名誉教授 |
| 31 | 岡田 正則 | 法学者 | 早稲田大学 |
| 32 | 小川 達雄 | 弁護士 | 山科総合法律事務所 |
| 33 | 小川 祐之 | 法学者 | 常葉大学 |
| 34 | 奥田 喜道 | 法学者 | 奈良教育大学 |
| 35 | 奥田 慎吾 | 弁護士 | 岩谷・奥田法律事務所 |
| 36 | 小倉 知子 | 弁護士 | ナリッジ共同法律事務所 |
| 37 | 小栗 實 | 法学者 | 鹿児島大学名誉教授 |
| 38 | 小澤 隆一 | 法学者 | 東京慈恵会医科大学 |
| 39 | 小野寺 義象 | 弁護士 | 一番町法律事務所 |
| 40 | 紙野 健二 | 法学者 | 名古屋大学名誉教授 |
| 41 | 神谷 慎一 | 弁護士 | 弁護士法人神谷法律事務所 |
| 42 | 神谷 延治 | 弁護士 | 弁護士法人西村総合法律事務所 東京事務所 |
| 43 | 上脇 博之 | 法学者 | 神戸学院大学 |
| 44 | 神戸 秀彦 | 法学者 | 関西学院大学 |
| 45 | 岸 朋弘 | 弁護士 | 東京法律事務所 |
| 46 | 北川 浩司 | 弁護士 | 埼玉東部法律事務所 |
| 47 | 北澤 貞男 | 弁護士 | 北沢法律事務所 |
| 48 | 木谷 明 | 弁護士 | ひいらぎ法律事務所 |
| 49 | 北本 修二 | 弁護士 | 北本法律事務所 |
| 50 | 橋高 真佐美 | 弁護士 | 大谷&パートナーズ法律事務所 |
| 51 | 木村 重夫 | 弁護士 | 太陽法律事務所 |
| 52 | 清末 愛砂 | 法学者 | 室蘭工業大学大学院 |
| 53 | 金原 徹雄 | 弁護士 | 金原徹雄法律事務所 |
| 54 | 葛野 尋之 | 法学者 | 青山学院大学 |
| 55 | 楠本 敏行 | 弁護士 | 城崎法律事務所 |
| 56 | 工藤 裕之 | 弁護士 | 城北法律事務所 |

| 原告番号 | 氏名 | 職種 | 所属 |
|------|--------|-----|------------|
| 57 | 糊澤 能生 | 法学者 | 早稲田大学 |
| 58 | 黒岩 海映 | 弁護士 | 南魚沼法律事務所 |
| 59 | 黒岩 容子 | 弁護士 | 都民総合法律事務所 |
| 60 | 桑原 育朗 | 弁護士 | 桑原・池田法律事務所 |
| 61 | 小賀坂 徹 | 弁護士 | 馬車道法律事務所 |
| 62 | 小竹 聡 | 法学者 | 拓殖大学 |
| 63 | 小林 克信 | 弁護士 | 三多摩法律事務所 |
| 64 | 小林 容子 | 弁護士 | 渋谷共同法律事務所 |
| 65 | 小牧 英夫 | 弁護士 | 神戸花くま法律事務所 |
| 66 | 小松 浩 | 法学者 | 立命館大学 |
| 67 | 小森田 秋夫 | 法学者 | 東京大学名誉教授 |
| 68 | 今野 順夫 | 法学者 | 福島大学名誉教授 |
| 69 | 斎藤 周 | 法学者 | 群馬大学 |
| 70 | 榊原 秀訓 | 法学者 | 南山大学 |
| 71 | 佐々木 光明 | 法学者 | 神戸学院大学 |
| 72 | 笹沼 弘志 | 法学者 | 静岡大学 |
| 73 | 佐藤 啓子 | 法学者 | 愛知学院大学 |
| 74 | 佐藤 太勝 | 弁護士 | 佐藤太勝法律事務所 |
| 75 | 佐藤 博文 | 弁護士 | 北海道合同法律事務所 |
| 76 | 佐藤 由紀子 | 弁護士 | 佐藤由紀子法律事務所 |
| 77 | 沢登 文治 | 法学者 | 南山大学 |
| 78 | 澤藤 統一郎 | 弁護士 | 澤藤統一郎法律事務所 |
| 79 | 志田 陽子 | 法学者 | 武蔵野美術大学 |
| 80 | 篠田 優 | 法学者 | 北星学園大学 |
| 81 | 芝原 明夫 | 弁護士 | 天空法律事務所 |
| 82 | 白藤 博行 | 法学者 | 専修大学名誉教授 |
| 83 | 須網 隆夫 | 法学者 | 早稲田大学 |

第1事件（62号事件）原告目録（公開用）
（職種・所属は2024年2月20日提訴時）

| 原告番号 | 氏名 | 職種 | 所属 |
|------|--------|-----|--------------|
| 84 | 杉浦 一孝 | 法学者 | 名古屋大学名誉教授 |
| 85 | 平 和元 | 弁護士 | 三多摩法律事務所 |
| 86 | 高崎 暢 | 弁護士 | たかさき・渡部法律事務所 |
| 87 | 高橋 敬 | 弁護士 | 神戸合同法律事務所 |
| 88 | 高橋 眞 | 法学者 | 大阪市立大学名誉教授 |
| 89 | 高橋 雅人 | 法学者 | 九州大学 |
| 90 | 高山 佳奈子 | 法学者 | 京都大学大学院法学研究科 |
| 91 | 瀧澤 仁唱 | 法学者 | 桃山学院大学名誉教授 |
| 92 | 滝沢 香 | 弁護士 | 東京法律事務所 |
| 93 | 滝本 太郎 | 弁護士 | 大和法律事務所 |
| 94 | 田中 明彦 | 法学者 | 龍谷大学 |
| 95 | 田村 洋三 | 弁護士 | 日比谷ともに法律事務所 |
| 96 | 佃 俊彦 | 弁護士 | 五反田法律事務所 |
| 97 | 辻田 航 | 弁護士 | 北千住法律事務所 |
| 98 | 寺田 友子 | 法学者 | 桃山学院大学名誉教授 |
| 99 | 戸波 江二 | 法学者 | 早稲田大学名誉教授 |
| 100 | 富永 由紀子 | 弁護士 | 三多摩法律事務所 |
| 101 | 豊崎 七絵 | 法学者 | 九州大学 |
| 103 | 鳥毛 美範 | 弁護士 | 金沢市民法律事務所 |
| 104 | 長尾 詩子 | 弁護士 | 東京南部法律事務所 |
| 105 | 中下 裕子 | 弁護士 | コスモス法律事務所 |
| 106 | 中富 公一 | 法学者 | 広島修道大学 |
| 107 | 中村 優介 | 弁護士 | 江東総合法律事務所 |
| 108 | 中村 洋二郎 | 弁護士 | 新潟菜の花法律事務所 |
| 109 | 中村 和雄 | 弁護士 | 市民共同法律事務所 |
| 110 | 成見 暁子 | 弁護士 | 宮崎くすの樹法律事務所 |
| 111 | 新倉 修 | 法学者 | 青山学院大学名誉教授 |

| 原告番号 | 氏名 | 職種 | 所属 |
|------|--------|-----|----------------|
| 112 | 西川 伸一 | 法学者 | 明治大学 |
| 113 | 丹羽 徹 | 法学者 | 龍谷大学 |
| 114 | 根森 健 | 法学者 | 東亜大学 |
| 115 | 野呂 充 | 法学者 | 大阪大学 |
| 116 | 萩原 繁之 | 弁護士 | みどり合同法律事務所 |
| 117 | 白子 雅人 | 弁護士 | あいおい法律事務所 |
| 118 | 長谷部 恭男 | 法学者 | 早稲田大学 |
| 119 | 人見 剛 | 法学者 | 早稲田大学 |
| 120 | 平川 宗信 | 法学者 | 名古屋大学名誉教授 |
| 121 | 平松 真二郎 | 弁護士 | 城北法律事務所 |
| 122 | 福田 護 | 弁護士 | 神奈川総合法律事務所 |
| 123 | 福留 英資 | 弁護士 | 村井・吉野法律事務所 |
| 124 | 福山 洋子 | 弁護士 | 加藤博史法律事務所 |
| 125 | 藤岡 毅 | 弁護士 | 藤岡毅法律事務所 |
| 126 | 藤澤 宏樹 | 法学者 | 大阪経済大学 |
| 127 | 藤田 温久 | 弁護士 | 川崎合同法律事務所 |
| 128 | 藤原 家康 | 弁護士 | 藤原家康法律事務所 |
| 129 | 藤原 精吾 | 弁護士 | あいおい法律事務所 |
| 130 | 淵脇 みどり | 弁護士 | 渋谷共同法律事務所 |
| 131 | 古殿 宣敬 | 弁護士 | 古殿法律事務所 |
| 132 | 穂積 剛 | 弁護士 | みどり共同法律事務所 |
| 133 | 堀金 博 | 弁護士 | 弁護士法人徳島合同法律事務所 |
| 134 | 本多 滝夫 | 法学者 | 龍谷大学 |
| 135 | 前田 裕司 | 弁護士 | 宮崎はまゆう法律事務所 |
| 136 | 松井 芳郎 | 法学者 | 名古屋大学名誉教授 |
| 138 | 松宮 孝明 | 法学者 | 立命館大学 |
| 139 | 松山 秀樹 | 弁護士 | 神戸合同法律事務所 |

| 原告番号 | 氏名 | 職種 | 所属 |
|------|--------|-----|-----------------|
| 140 | 三島 聡 | 法学者 | 大阪市立大学 |
| 141 | 水野 智幸 | 法学者 | 法政大学 |
| 142 | 水野 泰孝 | 弁護士 | 水野泰孝法律事務所 |
| 143 | 南 典男 | 弁護士 | ピープルズ法律事務所 |
| 144 | 簗田 孝行 | 弁護士 | 名和田法律事務所 |
| 145 | 宮井 清暢 | 法学者 | 富山大学名誉教授 |
| 146 | 三宅 孝之 | 法学者 | 島根大学名誉教授 |
| 147 | 三宅 千晶 | 弁護士 | Kollectアーツ法律事務所 |
| 148 | 三宅 弘 | 弁護士 | 原後総合法律事務所 |
| 149 | 宮腰 直子 | 弁護士 | ふなばし法律事務所 |
| 150 | 宮坂 浩 | 弁護士 | 旬報法律事務所 |
| 151 | 村田 輝夫 | 法学者 | 関東学院大学 |
| 152 | 森田 太三 | 弁護士 | わかばの風法律事務所 |
| 153 | 彌重 仁也 | 弁護士 | 弥重仁也法律事務所 |
| 154 | 矢野 昌浩 | 法学者 | 名古屋大学 |
| 155 | 山下 竜一 | 法学者 | 専修大学 |
| 156 | 弓仲 忠昭 | 弁護士 | たんぽぽ法律事務所 |
| 157 | 吉田 維一 | 弁護士 | 神戸合同法律事務所 |
| 158 | 吉田 容子 | 弁護士 | 市民共同法律事務所 |
| 159 | 依田 高明 | 弁護士 | ヒューマン法律事務所 |
| 160 | 米倉 勉 | 弁護士 | 渋谷共同法律事務所 |
| 161 | 米倉 洋子 | 弁護士 | 大塚市民法律事務所 |
| 162 | 脇田 滋 | 法学者 | 龍谷大学名誉教授 |
| 163 | 和久井 理子 | 法学者 | 京都大学 |
| 164 | 和田 肇 | 法学者 | 名古屋大学名誉教授 |
| 165 | 亙理 格 | 法学者 | 中央大学 |
| 166 | 阪口 徳雄 | 弁護士 | あさひパートナーズ法律事務所 |

全166名（うち氏名非公表3名）

原告訴訟代理人目録

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル4階

神奈川総合法律事務所

電話 045-222-4401

FAX 045-222-4405

弁護士 福田 護

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-3 第一富澤ビル3階

原後綜合法律事務所

電話 03-3341-5271

FAX 03-3359-5975

弁護士 三宅 弘

弁護士 安齋 由紀

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-6-15 ワイビル502

(送達場所) 大塚市民法律事務所

電話 03-5940-6830

FAX 03-5940-6831

弁護士 米倉 洋子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-6-5 シガラキビル9階

ピープルズ法律事務所

電話 03-3354-2555

FAX 03-3354-9650

弁護士 南 典 男

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル6階
東京東部法律事務所
電話 03-3634-5311
FAX 03-3634-5315
弁護士 大江京子

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通17 JPR横浜日本大通ビル8階
横浜合同法律事務所
電話 045-651-2431
FAX 045-641-1916
弁護士 関守麻紀子

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6階
城北法律事務所
電話 03-3988-4866
FAX 03-3986-9018
弁護士 大山勇一

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル8階
弁護士法人西村綜合法律事務所 東京事務所
電話 03-3237-3515
FAX 03-3237-3516
弁護士 神谷延治

〒120-0034 東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階

北千住法律事務所

電話 03-3870-0171

FAX 03-3881-7471

弁護士 辻 田 航

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-47-9 サ・パ・クレックス代々木3階

Kollect アーツ法律事務所

電話 03-3370-2555

FAX 03-3370-2556

弁護士 三 宅 千 晶